

# えべつのもろ境 2025

北海道江別市



## 目 次

第1章 江別市のあらまし	
第1節 江別市の概要	1
第2章 環境行政のあらまし	
第1節 江別市環境基本条例	3
第2節 江別市公害防止条例	4
第3節 江別市緑化推進条例	4
第4節 江別市地球温暖化対策実行計画推進協議会	5
第5節 組織	6
第6節 環境調査の概要	7
第7節 公害防止協定	8
第8節 公害苦情	8
第9節 環境教育	9
第3章 生活環境保全	
第1節 大気環境	13
第2節 河川水質環境	15
第3節 騒音・振動	17
第4節 悪臭環境	18
第5節 その他の環境問題	19
第4章 自然環境保全	
第1節 自然環境の現況	23
第2節 自然環境保全の課題	26
第5章 地球環境保全	
第1節 第2次江別市環境管理計画 兼 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	27
第2節 第4期江別市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	32
第3節 江別市環境マネジメントシステム	33
環境調査関係等資料	
測定データ編	35
環境基準について	47
環境関係用語解説	53

この「えべつつ環境 2025」は、江別市の令和6年度における  
環境施策並びに環境調査等の概要をまとめたものです。

# 第1章 江別市のあらまし

## 第1節 江別市の概要

### 1 沿革

本市は、明治11年に江別村として誕生し、明治14年から数次にわたる屯田兵の入地と民間団体である北越殖民社などの入植が行われ、明治15年に鉄道が開通し、江別開拓の礎となりました。

先人たちの偉大な努力と開拓精神により、大正5年に町制施行（人口16,732人）、昭和29年に市制施行（人口34,359人）、平成3年に人口10万人を超え、恵まれた自然、社会条件、交通機関等の発達によって道央圏の中核都市として成長してきました。

令和6年4月から、江別の新たなまちづくりの指針となる「えべつ未来づくりビジョン〈第7次江別市総合計画〉」を進めています。総合計画では「幸せが未来へ続くまち えべつ」を将来都市像として9つの政策を掲げ、まちづくりを進めています。

政策1 自然・環境

政策2 産業

政策3 福祉・保健・医療

政策4 安全・安心

政策5 都市生活

政策6 子育て・教育

政策7 生涯学習・文化・スポーツ

政策8 協働・共生

政策9 計画推進

### 2 位置・面積

(1) 経緯度：東経141度26分52秒（角山地区）～141度40分20秒（豊幌地区）、北緯43度00分52秒（西野幌地区）～43度10分13秒（美原地区）。

(2) 市域面積：東西約17.3km、南北約18.1km、面積187.38km<sup>2</sup>。周囲は、東は岩見沢市、西は札幌市、南は北広島市・南幌町、北は当別町・新篠津村に接しています。

### 3 地勢・地質

本市は、石狩平野の中央部に位置し、標高は南端部西野幌地区（立命館慶祥高校周辺）の93mを最高に、最低は北東部（豊幌地区の石狩川沿いお茶の水排水機場周辺）の低地帯で2.5mと、一般的に平坦な地勢を形成しています。また、市の北東部から北西部へと石狩川が貫流し、夕張川、千歳川、豊平川、篠津川などの支流河川と合流し、日本海の石狩湾へと注いでいます。

市域の南西部、野幌森林公園から北東側江別市街地に連なる一帯は野幌丘陵と呼ばれ、火山灰堆土地帯の肥沃な土壌条件に恵まれ、札幌圏としての住居、経済基盤を形成するとともに、自然を満喫できる野幌森林公園が広がっています。

野幌丘陵の周縁部は主に泥炭土が広がる低地帯で、歳月をかけた土壌改良によって耕地化され、道央の重要な食糧生産地帯を形成しています。

地質は第四紀洪積世に属し、大別して石狩川流域一帯の沖積土と、北広島から江別市街地まで伸びる高台（野幌丘陵）の火山灰土、さらに低地には泥炭土が広がっており、特殊な地層として火成岩による残積土と崩壊土が市街地に散在しています。

#### 4 気象

本市は、平均気温からみると北海道でも温暖な地域に位置し、冬季はやや寒く、夏季はやや暑い準大陸性気候です。地勢的に太平洋から日本海に連なる地溝（低平地）にあるため、風の通り道として四季を通じて風が強く、特に4月から5月にかけての南南東の強い風が特徴的です。

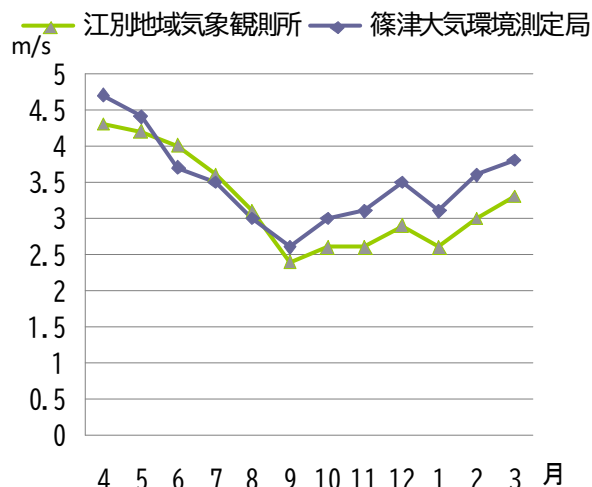
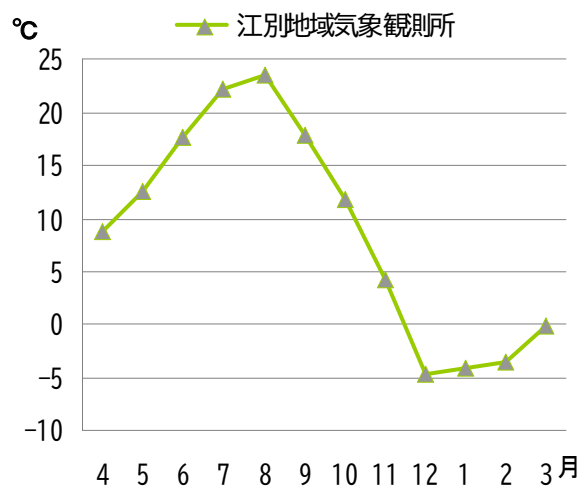
▽各年1月～12月の気象

(アメダス江別観測所)

項目	令和5年 (1月～12月)	令和6年 (1月～12月)
平均気温	8.9℃	8.6℃
最高気温	34.7℃ (8/25)	34.7℃ (8/12)
最低気温	-26.6℃ (1/30)	-18.0℃ (1/21)
年間降水量	965.0mm	942.0 mm
日最大降水量	48.5mm (9/18)	72.0 mm (8/27)
日照時間	1,749.7 時間	1,800.9 時間
平均風速	3.4m/ s	3.2m/ s

▽気温経月変化(月平均値)

▽風速経月変化(月平均値)



#### 5 人口・世帯数

(令和6年10月1日現在)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口 (人)	119,510	119,883	119,777	119,333	118,776	118,097
世帯数 (世帯)	57,929	58,668	59,100	59,427	59,566	59,806

(資料：江別市 戸籍住民課)

## 第2章 環境行政のあらまし

### 第1節 江別市環境基本条例

#### 1 江別市環境基本条例（平成11年12月24日条例第23号）

この条例は、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策の基本事項を定めることで、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来において、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的としています。

条文は4章25条で構成し、第2章では、環境の保全及び創造に係る長期的な施策の基本的事項を定めた環境管理計画の推進等を、第3章では、環境の保全及び創造を推進するため、市民や事業者に必要な措置を行うほか環境教育の推進を、第4章では、広範多岐にわたる環境問題に対する調査及び審議する機関として、学識経験者、関係行政機関の職員及び環境推進員による「環境審議会」などについて規定しています。

#### 2 江別市環境審議会

本市では、昭和46年1月に江別市公害対策審議会を設置し、昭和40年代の大気、水質等の公害の排除と未然防止のため、公害対策の基本方針を始め、公害防止条例、環境管理計画の策定等、市長に意見等を具申し、市の公害防止等の政策づくりに大きく寄与してきました。

昭和から平成に変わり、環境に関する問題が産業型公害から生活型公害へ変化していったことなどを背景に、平成11年12月に江別市環境基本条例を制定しました。

これに伴い、公害対策審議会を廃止し、その役割を環境審議会へと引き継ぎました。

▽江別市環境審議会委員

（令和7年8月1日現在）

職名	氏名	推せん団体・機関等
会長	水野 信太郎	北翔大学
副会長	沢田 信之	北海道電力（株）総合研究所
委員	裏 悦瑞	江別市自治会連絡協議会
//	郷 仁	一般社団法人 江別医師会
//	鴻野 徹	江別商工会議所
//	迫田 宏治	札幌弁護士会
//	相馬 芳佳	江別消費者協会
//	布施 望	道央農業協同組合
//	村上 和吉	江別工業団地協同組合
//	吉田 磨	酪農学園大学
//	米澤 秀則	一般社団法人 江別青年会議所
//	芥川 智子	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所
//	鈴木 竜太	札幌方面江別警察署
//	添島 直美	環境推進員
//	高原 智也	環境推進員

（任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日）

### 3 江別市環境推進員

江別市環境基本条例に基づき、環境施策に市民の声を反映し、地域に根ざした環境行政を推進するため、江別市環境推進員を設置しています。

市民からの公募と環境市民団体、事業所、機関等からの推薦により、計 10 人の推進員を選任、委嘱しています。

▽江別市環境推進員

(令和 8 年 3 月 1 日現在)

氏名	推せん団体・機関等	氏名	推せん団体・機関等
今 哲也	公 募	上枝 尚美	日本リサイクルネットワーク・えべつ
高原 智也	//	川口 円	生活クラブ生活協同組合江別支部
中村 律子	//	塩山 慎一	江別商工会議所
野中 奈緒美	//	添島 直美	江別友の会
本山 爽香	//	野内 啓子	江別消費者協会

(任期：令和 6 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日)

### 第 2 節 江別市公害防止条例（昭和 49 年 6 月 10 日条例第 4 号）

この条例は、公害の防止により市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としており、各条文で、事業者、市及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、本市の自然的、社会的条件に応じた公害防止施策に必要な事項や公害防止に関する規制等を定めています。

### 第 3 節 江別市緑化推進条例（昭和 59 年 3 月 31 日条例第 12 号）

この条例は、本市の恵まれた緑の保全と、なお一層の緑の造成に努め、豊かな自然とふれあうことのできる美しく明るい生活環境の創造を図り、空も緑も美しい郷土の建設と市民の文化的で健康、かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としています。

各条文で、緑の保全、緑化の推進、緑化推進審議会等を定めています。

また、条例に基づき、緑豊かで潤いのあるまちづくりの推進のため江別市緑の基本計画を策定しています。

#### 1 江別市緑化推進審議会

緑化の推進などに関して必要と認める事項について、市長に意見を具申する機関として、学識経験者などで構成される緑化推進審議会を設置しています。

## ▽江別市緑化推進審議会委員

(令和8年3月1日現在)

職名	氏名	推せん団体・機関等
会長	大原 雅	北海道大学
副会長	我妻 尚広	酪農学園大学
委員	裏 悦瑞	江別市自治会連絡協議会
〃	門脇 大輔	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター北海道育種場
〃	鎌田 直子	江別市女性団体協議会
〃	郷 敏	野幌森林愛護組合
〃	根木 航	一般社団法人 江別青年会議所
〃	皆川 洋子	江別市赤十字奉仕団
〃	阿部 裕美	公募
〃	出南 利恵子	公募

(任期：令和6年8月1日～令和9年7月31日)

## 第4節 江別市地球温暖化対策実行計画推進協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の実施に関し必要な協議を行うとともに、地域における産業部門及び民生部門（家庭及び業務）等における温室効果ガスの排出量を削減するために必要となる事項などを協議し、市における地球温暖化対策に資する取組を推進することを目的として設置しています。

## ▽江別市地球温暖化対策実行計画推進協議会委員

(令和8年3月1日現在)

職名	氏名	推せん団体・機関等
会長	吉田 磨	酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類
副会長	安倍 隆	えべつ地球温暖化対策地域協議会
委員	岡崎 朱実	北海道地球温暖化防止活動推進員
〃	川口谷 仁	株式会社K a l m角山
〃	坂口 浩昭	王子グリーンエナジー江別株式会社 江別発電所
〃	坂本 憲昭	株式会社北海道銀行 野幌支店
〃	西巻 伸一	北海道電力ネットワーク株式会社 道央統括支店札幌東ネットワークセンター
〃	樋口 登	株式会社北洋銀行 江別中央支店
〃	廣田 知彦	旭川ガス株式会社 江別支社
〃	星 智子	日本リサイクルネットワーク・えべつ
〃	干野 里佳	NPO法人 えべつ協働ねっとわーく
〃	三上 康隆	一般社団法人 江別青年会議所
〃	後木 一哉	市民公募
〃	海保 富江	市民公募
〃	村田 和陽	江別市生活環境部環境室環境課炭素・環境計画推進担当

(任期：令和6年8月1日～令和11年3月31日)

## 第5節 組織

### 1 行政組織

▽行政・組織

(令和8年3月1日現在)

所 管	配 置 数	
生活環境部環境室環境課	課長	1 人
	参事(脱炭素・環境計画推進)	1 人
	環境保全係	7 人
	主査(自然環境担当)	1 人
	主査(環境政策担当)	1 人
	主査(脱炭素・環境計画推進担当)	2人(1人兼務)

### 2 予算

環境課所管の環境行政を推進するための当初事業予算は次のとおりです。

▽予算内訳

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 費	8,918	9,493	9,970
臨 時 費	38,446	24,671	27,920
計	47,364	34,164	37,890

## 第6節 環境調査の概要

### 1 環境調査の内容

令和6年度に実施した主な調査は、次のとおりです。

#### ▽環境調査

項目	概要	調査地点等
大気環境調査	◇一般環境大気常時監視（篠津） 窒素酸化物・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質 ・風向・風速・降水量	通年測定 1地点
	◇自動車排出ガス常時監視（野幌町） 窒素酸化物・浮遊粒子状物質	通年測定 1地点
	◇簡易測定（暴露期間：1か月） ふっ化水素（ランタン・アリザリンコンプレ キソン法）	年4回 2地点
河川水質調査	◇生活環境項目 pH・SS・BOD・DO・大腸菌数など	年6回 5河川7地点
	◇健康項目 全健康項目（27項目）	年1回 1河川1地点
工場排水分析調査	◇工場排水 pH・SS・BOD等立入調査	年2回 3地点（事務所）
環境騒音調査	◇道路に面する地域 自動車騒音常時監視業務（面的評価）	4路線9区間
	◇一般地域	年1回 6地点

### 2 千歳川水系水質保全連絡会議水質調査

千歳川水系水質保全連絡会議は、千歳川の良い水質の保全と、情報の交換等を目的に、昭和49年2月に発足し、現在は空知総合振興局、石狩振興局、千歳市、恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町、利水機関の長幌上水道企業団、石狩東部地区広域水道企業団、江別市水道事業、江別市の11機関で構成しています。

本会議の取組は、千歳川の河川環境を監視していくために定期的に水質定点調査などを実施し、年6回の水質調査結果を情報交換しながら環境保全施策に反映させています。

令和6年度に実施した事業は次のとおりです。

#### ▽千歳川水系水質保全連絡会議事業

事業名	調査内容
千歳川水系水質調査	◇調査地点 千歳川本流：11地点 千歳川支流：9地点 (千歳市～江別市)
	◇調査項目 11項目 採水時刻・水温・透視度・pH・SS・DO・COD・BOD ・大腸菌数・全りん・アンモニア性窒素

## 第7節 公害防止協定

江別市公害防止条例に基づく各事業場との公害防止協定の締結状況は次のとおりです。

▽公害防止協定締結状況

(令和8年3月1日現在)

企業等の名称	業種	締結年月日
王子エフテックス(株)江別工場 王子グリーンエナジー江別(株)	パルプ・紙・発電	平成28年1月16日
日鉄鋼板(株)北海道製造所 (株)ガルバート・ジャパン	鉄鋼・製線	令和7年4月1日
(株)リサイクルグリーン北海道	総合工事	昭和47年8月18日
北央化製事業協同組合	化製場	平成15年12月17日

## 第8節 公害苦情

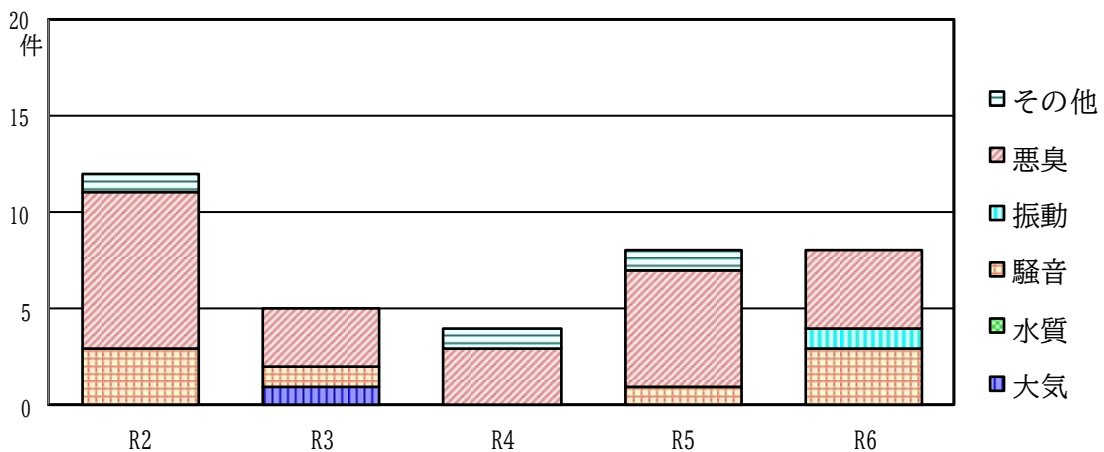
公害苦情等の相談件数は、下図のように推移しており、令和6年度は8件でした。

近年は、工場の事業活動に伴うばい煙や排水などに対する公害苦情は減少し、日常生活に伴う悪臭や騒音に対する苦情の割合が多くなっています。

本市では、環境法令の規制対象となる工場・事業場の事業活動に伴う公害苦情の未然防止のため、関係法令に基づく届出時等に適切な指導を継続しています。

日常生活に伴う騒音や悪臭などの苦情・トラブルは、市民一人ひとりが周囲に配慮し、その発生を防止することが大切です。

▽件数の推移



区分	R2	R3	R4	R5	R6
大気	0	1	0	0	0
水質	0	0	0	0	0
騒音	3	1	0	1	3
振動	0	0	0	0	1
悪臭	8	3	3	6	4
その他	1	0	1	1	0
計	12	5	4	8	8

## 第9節 環境教育

当市では、児童向け、大人向け、総合的な環境イベントなど、様々な環境教育事業を展開しています。

### 1 子ども向け環境教育

#### (1) 小学校出前授業

小学校の環境教育を支援するため、環境団体、事業所、大学などと連携し、環境出前授業を展開しています。

##### ア ごみ減量体験講座「買い物ゲーム」【日本リサイクルネットワーク・えべつ】

内容／模擬店での買い物ゲームを通して、家庭生活からのごみの減量を考えるとともに、江別のごみ処理のしくみなどを学びます。

実績／市内15小学校、30クラス、901人

実施期間／令和6年5月22日(水)から同年9月26日(木)まで



<模擬店で買い物をする児童>

##### イ SDGs 出前授業【道東電機㈱】

内容／地球温暖化と再生可能エネルギーについて学び、実験を通して太陽光発電のしくみを体験します。

実績／市内5小学校、12クラス、344人

実施期間／令和6年6月27日(金)から同年11月28日(金)まで



<太陽光発電の実験をする児童>

##### ウ ワットモニター出前授業【岡崎 朱実 講師】

内容／ワットモニターを使用して、普段なかなか見ることのない家電製品の電力量の確認をしてもらい、節電等について考えます。

実績／市内3小学校、4クラス、95人

実施期間／令和6年10月22日(火)から同年11月22日(金)まで



<消費電力について学ぶ児童>

#### (2) 夏休みの公募型環境教育イベント

児童が時間に余裕のある夏休み中に公募型の環境教育イベントを実施しています。

##### ア 水辺の自然塾

内容／市内の水辺において、水生生物の観察などにより、ふるさとの水辺の自然について学びます。

実施日／令和6年8月1日(木)

場所／石狩川右岸(市内篠津)

参加者／小学生40人



<水辺の自然塾>

##### イ SDGs・ソーラー発電教室

内容／太陽光発電施設の見学や工作などにより、地球温暖化と自然エネルギーについて学びます。

実施日／令和6年8月6日(火)

場所／環境クリーンセンター

参加者／小学生35人



<工作に励む児童>

#### ウ 弁天丸・ボートで学ぶ石狩川と千歳川

内容／調査船「弁天丸」とボートを用い、石狩川と千歳川の自然を観察するとともに、石狩川と江別の歴史などを学びます。

実施日／令和6年8月2日(金)

場所／石狩川、千歳川、江別河川防災ステーション

参加者／小学生 30人



<弁天丸に乗る児童>

#### (3) えべつ環境学習教材

江別市では環境学習教材を配布し、小学校での環境学習を支援しています。

「江別の自然」：江別市域の生き物など自然環境を紹介

「E・E・Eこどもドリル」：身近な電気、エネルギーと省エネルギーを紹介

「江別市のごみ」：江別市のごみ処理の概要について紹介

「江別市食品ロスさくげんすい進計画」：食品ロスの削減推進内容を紹介

一部の環境学習教材は、市ホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kankyo/122243.html>

#### (4) 出前環境学校（環境教育活動員養成）

環境教育活動を企画・実施していくための人的資源の養成や、実践研修の場として、市内児童クラブなどで出前環境学校を展開しています。

内容／人材養成研修と教材研究を行い、その実践の場として出前環境学校を展開します。

環境学校では、ゲームや絵本を通して、節電の取組や水環境の保全について学習します。

実績／環境教育活動員の養成：8人、うち新規2人

研修：教育プログラム会議4回、実践：市内児童クラブ等16施設

実施期間／令和6年7月30日(火)から令和7年1月15日(水)まで

## 2 大人向け環境教育

### (1) えべつ市民環境講座

市民一人ひとりが環境について考え、その保全に向けた行動を実践する街を目指し、時機に応じたテーマによる公募型集合講座を開催しています。より多くの市民に受講していただくため、えべつ市民カレッジ、道民カレッジ講座の対象講座としています。

令和6年度の実施実績は以下のとおりです。

第1回／8月28日(水)、野幌公民館

「省エネ・節電 基本の「キ」」

省エネ・脱炭素エキスパート（家庭分野） 岡崎 朱実さん

第2回／9月3日(火)、江別市内

「名木百選ウォッチング」

北海道大学 名誉教授 大原 雅 さん

第3回／9月18日（水）、野幌公民館  
「オオカミと共生する草原」  
酪農学園大学 教授 星野 仏方 さん



第4回／10月16日（水）、野幌公民館  
「身近な再生可能エネルギーと私たちの暮らし」  
道東電機株式会社 事業戦略本部長 船木 隆一 さん

<第4回 えべつ市民環境講座>

(2) 出前ミニエコ講座

集合型講座への参加が難しい方々に対し、団体などの希望に応じ、その活動場所に出向いて環境講座を開催しています。

第1回／令和6年10月22日（火）、大麻手話の会

第2回／令和7年1月27日（月）、子育て支援センターすくすく

第3回／令和7年1月31日（金）、子育てひろば「ぽこ・あ・ぽこ」



<出前ミニエコ講座>

(3) エコガイド活用事業

家庭からの二酸化炭素排出削減に向け、啓発パンフレット「わが家のエコガイド」を配布し、併せて電気製品の消費電力量を知る計測器「ワットモニター」の貸出を行っています。

※貸出期間は2週間です。



<ワットモニター>

3 脱炭素セミナー

脱炭素社会の実現を目指し、地球温暖化対策について学ぶため、市民及び高校生を対象に令和6年度から脱炭素セミナーを開催しています。

(1) 江別市脱炭素セミナー

「地球温暖化による気候変化とその影響」

気象予報士 菅井 貴子 さん

開催日／令和6年11月9日（土）

場所／江別市民会館



<江別市脱炭素セミナー>

(2) 高校生対象出前授業 脱炭素セミナー

「地球温暖化の現状とリスク、そしてGXへ」

酪農学園大学 教授 吉田 磨 さん

開催日／令和6年12月18日（水）

場所及び参加者／北海道江別高等学校 3年生、7クラス、231人



<高校生対象出前授業

脱炭素セミナー>

#### 4 えべつ環境・SDGs 広場

生活と暮らし、リサイクル、自然保護など、環境をテーマに活動する団体・市民などが中心となり、活動内容の発表や情報交換の場として、「もっと、ずっと、eライフ」をテーマに、毎年6月の環境月間等に「えべつ環境広場」を開催しています。

平成3年の初回から数えて第34回目となる令和6年度は野幌公民館で実施し、環境に関する活動状況や情報などを広く市民に紹介しました。

内容／各出展団体による展示、講演会、映画上映など

開催日／令和6年6月22日（土）から令和6年6月23日（日）まで

（両日とも10：00から16：00まで）

場所／野幌公民館

参加者／延べ630人



<えべつ環境・SDGs 広場>

### 第3章 生活環境保全

#### 第1節 大気環境

##### 1 大気環境の現況

大気汚染物質の主な発生源には、工場や自動車、冬季の暖房などがあります。

本市は、太平洋から日本海に連なる低平地にあるため、年間を通して風が強く、大気は流動的で、現地発生汚染物質の滞留は少ないといえます。

大気汚染の状況を常時監視するため、自動測定局を2か所（篠津大気汚染環境測定局、野幌自動車排出ガス測定局）に配置しており、庁舎のパソコンと電話回線で結ぶ簡易テレメーター方式によりデータ処理を行っています。

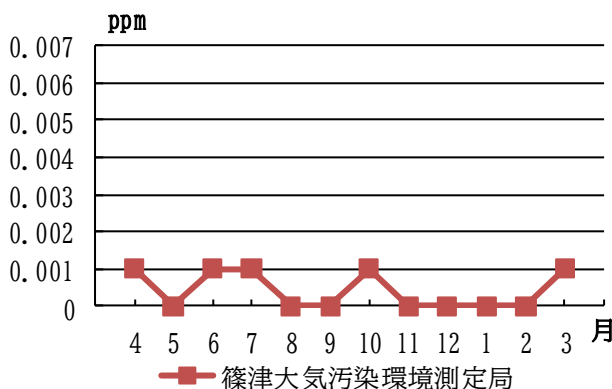
また、窯業工場から発生するふっ素化合物のおおよその汚染状況を把握するため、ふっ化水素の簡易測定調査（ランタン・アリザリンコンプレキソン法を使用）を定期的に行っています。

##### (1) 硫黄酸化物

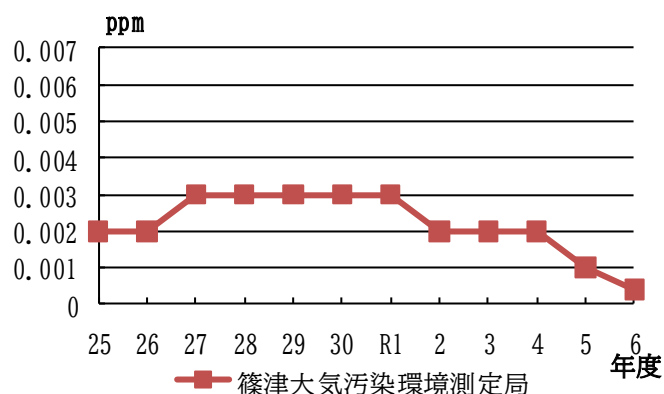
硫黄酸化物は、石炭・石油等の硫黄分を含む燃料の燃焼時にボイラー等から発生します。

令和6年度の篠津局における二酸化硫黄濃度を見ると、年間を通して環境基準の超過はなく、年間平均値は0.0004ppmでした。

▽二酸化硫黄の経月推移



▽経年推移



##### (2) 窒素酸化物

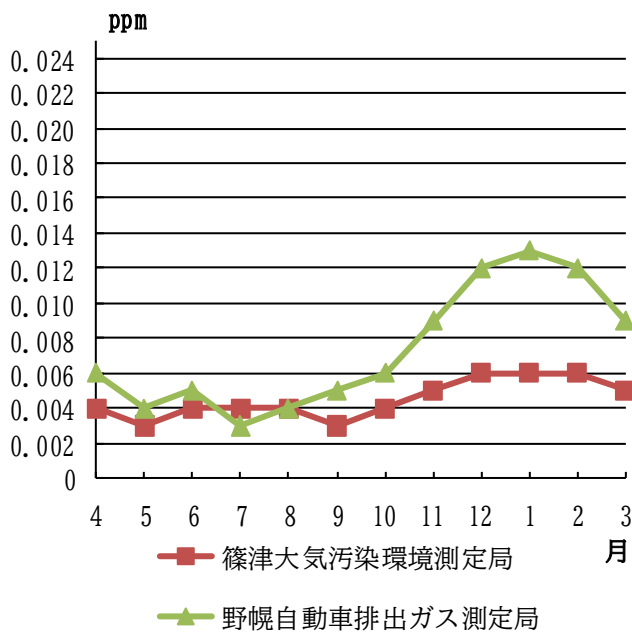
窒素酸化物は、重油等の高温燃焼時に発生し、ボイラー等のほか、自動車が発生源となります。

燃焼当初は一酸化窒素として排出され、その後大気中の酸素と結合して二酸化窒素に変化します。

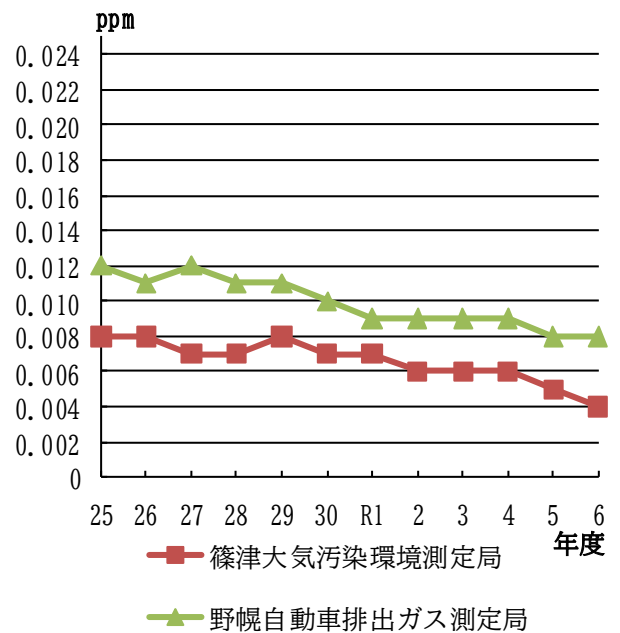
窒素酸化物の状況を見ると、野幌自動車排出ガス測定局が篠津大気汚染環境測定局より相対的に高い値を示していますが、これは野幌測定局が国道12号線に隣接した市街地にあることが原因と考えられます。

二酸化窒素濃度について、年間を通じ篠津・野幌の両測定局で環境基準を達成しました。二酸化窒素の年間平均値は、篠津局0.005ppm、野幌局0.008ppmでした。

▽二酸化窒素の経月推移



▽経年推移



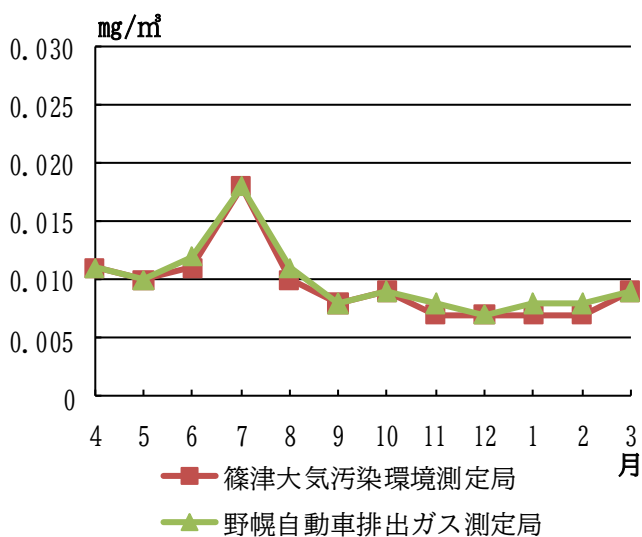
(3) 浮遊粒子状物質

工場やディーゼルエンジン等から発生するガスや煙に含まれる粉じんのうち、粒径  $10\mu\text{m}$  以下の浮遊粉じんは、大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから人の健康への影響が憂慮されます。

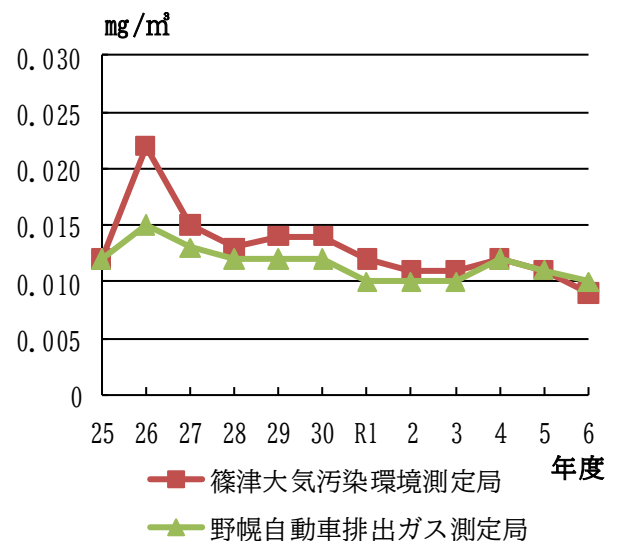
令和6年度における浮遊粒子状物質の状況を見ると、環境基準との対比で、野幌局・篠津局ともに基準を達成しています。

年間平均値は篠津局で  $0.009\text{mg}/\text{m}^3$ 、野幌局で  $0.010\text{mg}/\text{m}^3$  でした。

▽浮遊粒子状物質の経月推移



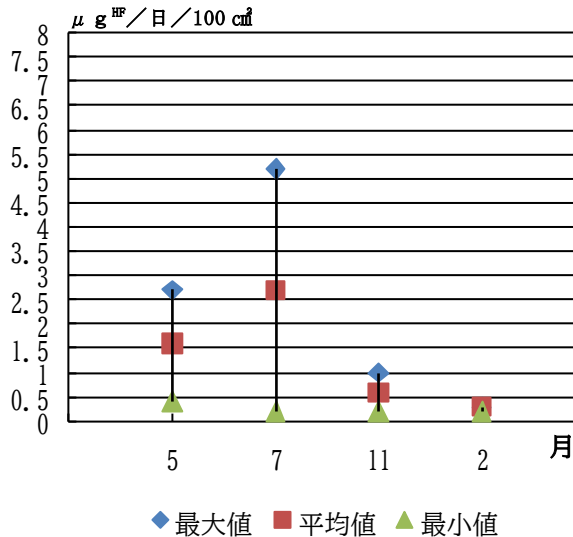
▽経年推移



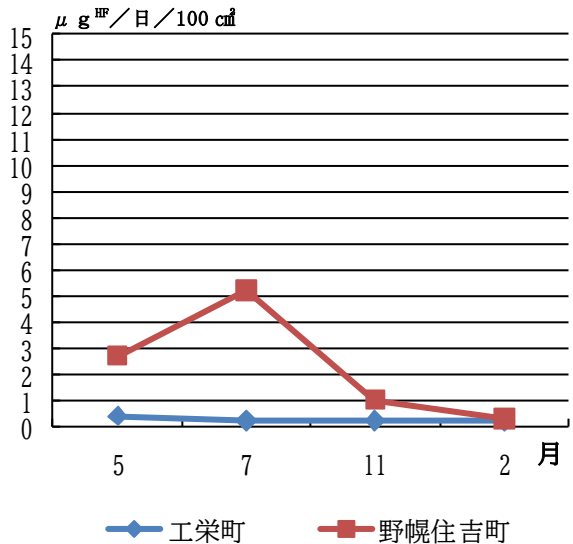
#### (4) ふっ化水素

本市は窯業製品の製造が盛んであるため、れんがの焼成過程でふっ化水素等の化合物が発生し、周辺の植物等への悪影響が懸念されていることから、市内2地点で簡易測定調査を5月、7月、11月、2月に実施しています（計4回）。

▽市内ふっ化水素値の経月推移



▽測定地点別の経月推移



## 2 大気汚染の防止

大気汚染の問題は、以前から事業場等の固定発生源や冬季の暖房の影響による硫黄酸化物があげられていました。しかし、設備の改良や使用する燃料の規制等により徐々に改善され濃度は低下しており、現状は環境基準に比べて低い値で推移しています。

また、都市化に伴う交通量の増加による、自動車からの排出ガス中に含まれる二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の問題も懸念されていましたが、自動車や暖房等の性能が向上したことから、現地での排出は減少傾向にあります。その一方で、近年は中国大陸からの微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染物質の輸送が問題となっています。大気汚染物質の動きを解析し、汚染原因を探求するためには、全国に複数の測定局を設置し観測を行うことが有効ですが、本市では前述の通り、篠津大気汚染環境測定局、野幌自動車排出ガス測定局を設置し、24時間連続測定により監視を行っています。

## 第2節 河川水質環境

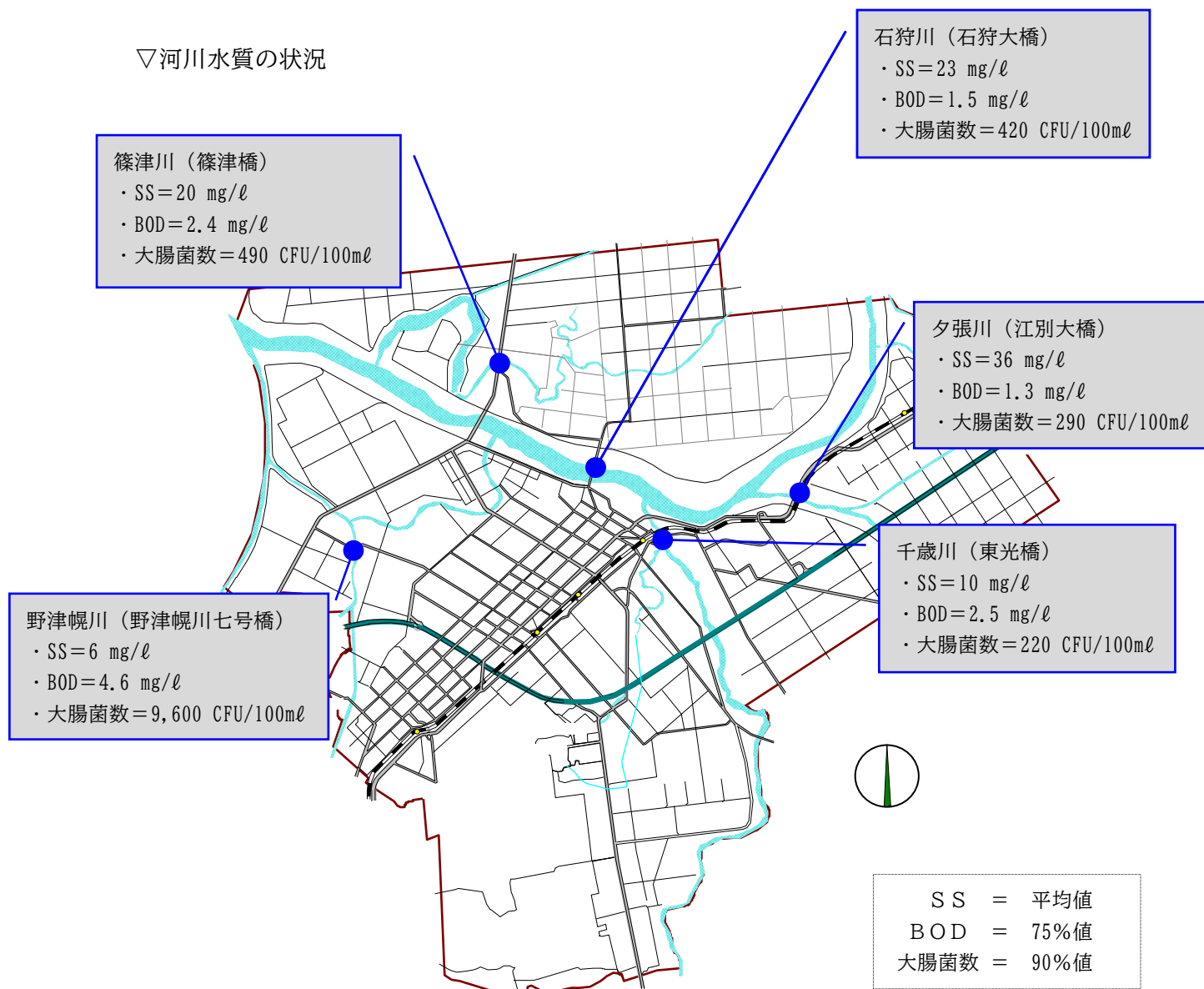
### 1 河川水質の現況

本市は、石狩川をはじめとする計42河川を有しており、このうち、環境基準が適用される「類型指定河川」は石狩川、夕張川、千歳川、篠津川、豊平川、厚別川、野津幌川の7河川です。

河川の水質調査は、北海道開発局で4河川4地点、北海道で2河川2地点、札幌市で2河川2地点、江別市で5河川7地点を対象に行っています。

河川水質の状況を、有機汚濁の主要指標であるBOD（75%値）で見ると、若干数値の上下はあるものの、昨年と比較して同様の傾向を示し、概ね環境基準を達成しています。

## ▽河川水質の状況



## 2 河川水質汚濁の防止

水質汚濁の問題は、表流水から地下水の問題、事業場排水から家庭排水までと総合的に調査、研究を進め改善を図っていかねばならないものです。

また、特定事業場の排水基準遵守はもとより、未規制事業場からの排水についても適正な処理が行われるよう注意を払っていかねばなりません。さらに炊事・洗濯といった家庭から出る生活排水に関しても、調理くず・廃食用油の処理、あるいは洗剤の使用が適正に行われるよう、啓発に努めていかねばなりません。

本市の水道取水源でもある千歳川については、千歳川流域市町、利水団体と水質等の合同調査を実施、情報交換などを行い、広域的に水質保全のための取組を行っていく必要があります。

水質の汚濁は都市化と共に悪化が懸念されることから、事業者はもとより市民一人ひとりが自覚を持ち、河川水質が保たれるように努める必要があります。

### 第3節 騒音・振動

#### 1 騒音・振動の現況

近年は、法律等で規制のある特定事業場や特定建設作業に由来する騒音苦情は少なく、生活に伴う騒音苦情がほとんどを占めています。生活騒音は規制の対象とはならないため、双方の話し合いなどにより解決することが望まれます。なお、振動に関しては、苦情件数が少ない状況にあります。

騒音測定は、一般地域のほか、道路に面する地域について自動車騒音常時監視を行っています。

令和6年度の騒音規制法、北海道公害防止条例、江別市公害防止条例に基づく騒音の特定事業場数は となっており、振動規制法、北海道公害防止条例に基づく振動の特定事業場数は となっています。

##### (1) 騒音の調査状況

令和6年度も前回と同様に、一般地域の環境騒音調査を市内6地点で実施しました。

また、平成24年度から自動車騒音常時監視（面的評価）が北海道から権限移譲され、令和6年度は4路線9区間で評価を行いました。

##### (2) 特定建設作業

特定建設作業とは、騒音規制法や振動規制法の規制区域内で行う騒音や振動を伴う作業で、法律で定められたものをいいます。

なお、周辺環境への配慮から騒音、振動のほとんど発生しない工法（特定建設作業対象外）を用いた建設作業も普及しています。

#### ▽届出件数の推移

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
騒音	17	12	20	21	12
振動	11	4	11	11	7

#### 2 騒音・振動の対策

近年の騒音・振動による環境問題は、特定建設作業や自動車（道路交通）などで発生する問題だけではなく、室外機からの低周波や近隣住民の生活音といった身近なものまで、多岐にわたっています。今後、宅地開発の広がりなどから、さらに複雑かつ広範な問題として発生していくことが予想されるため、実態把握と適切な対応が求められます。

このことから次の対策を行うことが必要と考えられます。

ア 工場、事業場に対し、関係法令に基づき規制の遵守について指導を強化するとともに、規制対象外事業場についても、苦情に対応する中で周辺への配慮をお願いする。

イ 特定建設作業の実施が決定した際には、事業者に対し、工事前の周辺住民への周知、また必要に応じて特定建設作業の規制対象外の工法の検討等を助言する。

ウ 道路交通騒音を防ぐため、道路網の整備等により交通量の分散化を図るほか、道路構造の改善や修繕を道路計画に反映させ、騒音レベルの低減を図る。

エ 生活騒音問題は周囲への配慮により解消する事例が多いため、時間帯への配慮、音漏れを防ぐ工夫など、啓発に努める。

## 第4節 悪臭環境

### 1 悪臭の現況

においのする物質は数十万種あるともいわれ、その中には多くの人から好まれるにおい(芳香)もあれば、食物の腐敗臭のように誰からも嫌われるにおい(悪臭)もあります。

そこで問題となるのが悪臭で、極端に強い時には食欲不振、あるいは嘔吐・頭痛を起こすこともあり、主に不快感などの感覚的、生活妨害的な被害となって発生します。しかし、その被害は一過性の場合が多く、騒音や振動と同様に感覚公害といわれています。

近年の悪臭苦情の原因は、工場や畜舎等が悪臭発生源である産業型のものから、野焼きや薪ストーブ等が原因の生活型のものへと移行してきています。

本市は現在、悪臭防止法に基づき全域がA区域に指定されており、敷地境界線の大気中の濃度について22物質、煙突等の気体排出口の流量または濃度について13物質、排出水中の濃度について4物質の規制基準が設定されています。

ただ、悪臭の場合、単独臭の濃度が低いことだけで解決するのではなく、一般的には低濃度成分の複合臭であることから、単独臭の機器測定のみでは被害感覚を正しく評価判断ができないことがあり、悪臭防止法でも人間の感覚を用いた嗅覚測定法による規制方式が平成8年4月より導入されています。

なお、北海道公害防止条例、江別市公害防止条例に基づく工場等の数は となっています。

### 2 悪臭の対策

においの感覚量は、におい物質を99%除去してもようやく1/3にしかならないため、悪臭の脱臭は難しいとされています。また、近年は住宅地の広がりにより、工場や畜舎などの発生源と住居地とが隣接するケースが増えていることから、それに伴う悪臭による苦情も複雑化しています。

今後も、快適な環境を創造していくという考え方に基づき、発生源とされる事業場の施設の適正な維持管理の指導のほか、近隣への配慮について啓発活動を実施していくことが必要です。

## 第5節 その他の環境問題

### 1 ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみの焼却などによる燃焼や、薬品類の合成に際し意図しない副生成物として生じるといわれ、塩素で置換された2つのベンゼン環という共通の構造を持ち、類似した毒性を示します。

平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、平成12年1月に、耐容一日摂取量、環境基準及び排出基準が定められました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正など、発生源に対する対策が進んでいます。

#### (1) 大気中のダイオキシン類調査

本市では、大気中のダイオキシン類調査を平成11年度から実施していますが、環境基準(0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下)内で推移しています。また、ごみ焼却炉に関して全国的に調査が実施されており、本市でも、平成8年度からごみ焼却処理場について排出ガスの濃度測定を行っていますが、排出基準の超過はありません。

ダイオキシン類は、ごみ等の燃焼過程、特に不完全燃焼によりに非意図的に生成されやすいことから、ごみを燃やす際には、高温での焼却や、排ガスの適正な処理ができる設備の整った焼却施設での処理が望まれます。

また、私たちができる身近な対策としては、物を大切に使うことやごみの分別・リサイクルに積極的に取り組み、ごみを減らすことが大切です。これらのことを市民一人ひとりが心がけ、周囲の環境を守るという意識を持つことが、ダイオキシン類の発生量を減少させていくことにつながります。

#### (2) 土壌中のダイオキシン類調査

土壌中のダイオキシン類調査は、平成12年度から、発生源周辺地域から調査地点を選定し実施していますが、環境基準(1,000 pg-TEQ/g以下)の超過は認められていません。

#### (3) 河川水中のダイオキシン類調査

河川水中のダイオキシン類調査は、千歳川を対象に平成11年度から調査を行っており、環境基準(1 pg-TEQ/l以下)の超過は認められていません。

### 2 地盤沈下等

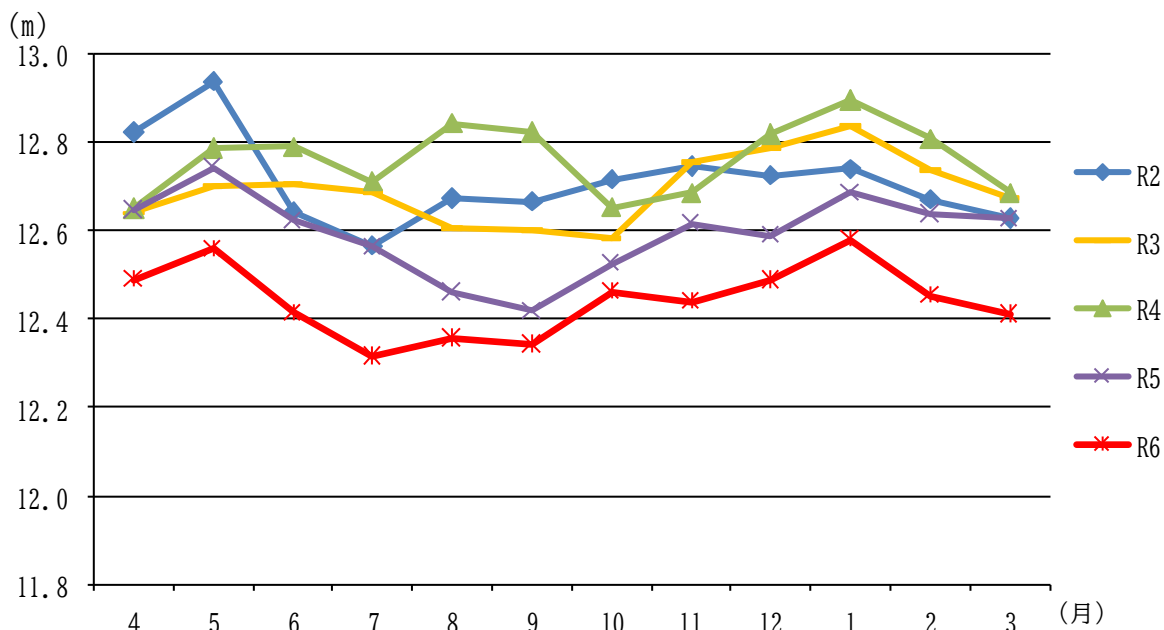
地盤沈下の人為的要因は、地下水の過剰な汲み上げが主なものであり、一旦沈下すると復元不可能と言われていています。本市では、以下の2か所の地下水位観測点で観測を実施しています。

(1) 野幌中学校敷地内(西野幌)に北海道地下資源調査所(現 地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所)が昭和59年度に井戸1本を設置、昭和63年度に市に移管。

(2) 江別市環境事務所敷地内(工栄町)に通商産業省(現 経済産業省)が、平成2年度地下水利用適正化調査に合わせ、観測井2本(深度130mと250m)、地盤沈下計2基、1級水準点1点を設置し、平成8年度に市に移管。

なお、地盤沈下対策の検討、情報交換の場として北海道の主宰する「石狩平野地域地盤沈下調査連絡会」があります。(現在は活動休止中)

▽年度別地下水位の経年・経月推移（西野幌）



※数値は、地下水面の標高値 (m)

### 3 土壌汚染

事業活動等によるカドミウム、銅、ひ素などの有害物質が土壌に蓄積すると、人の健康や農作物の育成を阻害することとなり、一旦汚染された土壌は有害物質の除去や、無害化などの対策が必要となります。

このため、環境省は平成3年8月にカドミウム以下10項目の有害物質について土壌汚染に係る環境基準を定めました。その後の追加指定を経て、現在は29項目の土壌環境基準が定められています。

また、昭和45年に制定された「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」で、知事はカドミウムなどにより人の健康を損なう恐れがある農畜産物が生産され、若しくは農作物の育成が阻害されると認められる地域を「農用地土壌汚染対策地域」として指定することとされていますが、本市は指定要件に該当する汚染は認められていません。

平成15年2月15日には「土壌汚染対策法」が施行され、市街地の土壌汚染についても包括的な規制が加えられることになりました。平成22年4月及び平成31年4月に、同法が改正施行され、有害物質使用特定施設の使用廃止時や、3,000㎡以上（有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地は900平方メートル以上）の土地の形質変更を行おうとする土地で特定有害物質などにより土壌が汚染されている恐れがあると都道府県知事が認めるとき、または土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときには、土壌調査が義務付けられています。そして、土壌調査等の結果、土地の汚染状態が指定基準に適合せず、健康被害が生ずるおそれがあるために汚染の除去等の措置が必要な区域を「要措置区域」、土地の汚染状態が指定基準に適合していないが、健康被害が生ずるおそれがないために汚染の除去等の措置が不要な区域を「形質変更時要届出区域」として指定することになっています。本市では、江別市西野幌127番地8の一部及び127番地25の一部並びに江別市角山地先（無地番、豊平川河川敷地内、豊平川右岸）の一部が「形質変更時要届出区域」に指定されています。

また、法律では、26種類の物質が特定有害物質として規定されています。

▽特定有害物質（26種類）

カドミウム及びその化合物	セレン及びその化合物
六価クロム化合物	テトラクロロエチレン
クロロエチレン	テトラメチルチウラムジスルフィド
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン	1,1,1-トリクロロエタン
シアン化合物	1,1,2-トリクロロエタン
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	トリクロロエチレン
四塩化炭素	鉛及びその化合物
1,2-ジクロロエタン	砒素及びその化合物
1,1-ジクロロエチレン	フッ素及びその化合物
1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
1,3-ジクロロプロペン	ほう素及びその化合物
ジクロロメタン	ポリ塩化ビフェニル
水銀及びその化合物	有機リン化合物

4 化学物質

私たちの周りには、さまざまな化学物質が存在しており、豊かで便利な生活を支える一方、中には人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすものもあります。

P R T R制度(Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出制度)は、有害性が疑われるような化学物質が、どこから、どのくらい、環境（大気・水域・土壌など）中へ排出されているか（排出量）、廃棄物などとして移動しているか（移動量）を把握し、集計・公表する仕組みです。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の規定により、対象としてリストアップされた化学物質を製造又は使用している事業者のうち、一定の条件に合致する事業者は、事業者内で使用した化学物質の排出量等を年1回国に届け出ることになっています。国はそのデータを集計し、併せて届出対象とならない事業者や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計し、公表しています。

本市では、浄化センター、環境クリーンセンターなどで届出がされています。届出は北海道環境生活部が窓口となっており、道ホームページで道内の集計結果を見ることができます。

安心・安全な社会を実現するには、市民、事業者、行政が化学物質に関する正確な情報を共有し、それぞれの立場で化学物質による環境への影響を減らす取組を進めていく必要があります。

## 5 電磁波

私たちの身の回りには、目には見えない電磁波が存在し、現在では私たちが生活を送るうえで欠かせない重要なものとなっています。携帯電話端末の普及率の向上や、携帯電話等基地局の設置数増加、新たな電波規格の導入等により、電磁波の利用が増えている状況にあります。

その一方で、電磁波による健康被害への不安や疑問を抱く声も増えています。現在は日常生活で浴びる電波は非常に弱く、人体へ影響を及ぼすことはありませんが、今後様々な分野で電波の利用・開発が見込まれるため、国は「電波防護指針」を策定しています。電波を安心して安全に利用できるように、電波の強さの基準値を定め「電波法」による規制を行い、私たちの生活を守っています。この基準は国際ガイドラインと同等であり、WHO（世界保健機関）も「国際ガイドラインを下回る強さの電波により、健康に悪影響が発生する証拠はない」との見解を示しています。

携帯電話基地局等は、電波法の規定により安全性を担保したうえで建設されているものの、事業者から住民への事前説明がなされないことにより、不安視する声が挙がることもあります。このことから、当市では携帯電話等基地局の設置等に係る紛争を未然に防止し、市民の生活環境の保全を図るため、各携帯電話等通信会社に対し、住民への事前説明の協力を仰いでいます。

## 第4章 自然環境保全

### 第1節 自然環境の現況

本市の南西部丘陵地に江別・札幌・北広島の3市にまたがる、面積2,053ha（江別市1,841ha）を有する野幌森林公園が広がります。また、北東部から北西部にかけて石狩川が横断し、平坦な地形ですが森と水に恵まれたまちを形成しています。

また、本市は泥炭地層が広く分布していますが、先人の努力により耕地化され土地利用率が高まり、昔ながらの低湿地帯の様相を残すところは少なくなっています。

しかし、現在も越後沼等の自然にその面影を垣間見ることができます。自然の姿を存続、継承していくためにも、市内に残された自然の保全に努める必要があります。

#### 1 北海道立自然公園野幌森林公園

野幌森林公園は、大都市近郊ながら、まとまった面積の森林が残され、広く市民に親しまれています。

明治初期の開拓者の入植以来、地域のシンボリック存在として有形無形に寄与し、今日の本市の発展を見守ってきたといえます。

本公園は、昭和43年の北海道百年記念行事の一環として道立自然公園に指定されるとともに、昭和52年には、昭和天皇在位50周年を記念した「昭和の森」にも選ばれています。

植生は、温帯から亜寒帯へ移行する様子が比較的良好に残されており、トドマツを主体とする針葉樹やミズナラ、シナノキなどの広葉樹等約110種の樹木からなる針広混交林の多様な植生が見られるほか、林業試験場の見本林として約60種類の樹木が生育しています。

この中には、林野庁が平成12年に実施した「全国巨樹巨木百選」に指定された、推定樹齢500年のクリの木があり、下層植生もエンレイソウ等400種以上の草花に富んだ多様な植生となっています。

平成16年9月、この森林が台風により大きな風倒被害を受けたことから、北海道森林管理局により、多くの市民の皆さんと協働して風倒被害跡地を自然林に再生させる「野幌森林再生プロジェクト」が実施されるなど市民ぐるみの保全活動がなされていましたが、平成30年9月の台風21号でも平成16年を超える大規模な風倒木被害が発生しました。

また、全域が北海道の指定する鳥獣保護区となっており、天然記念物のクマガラを初めとする約140種の鳥類やエゾリス等約20種の哺乳類が生息している一方で、外来種のアライグマによる生態系への影響が心配されています。

近年では、道央圏で急増するエゾシカが公園内にも侵入、定着していることが確認されており、北海道が公園内のエゾシカ生息状況調査を進めています。

同公園内は遊歩道が整備され、野鳥観察や森林浴等広く市民の憩いの場となっているほか、自然学習等の教育の場としても活用されています。

令和元年6月、江別市内では77年ぶりとなるヒグマの出没が発生し、北海道情報大学や酪農学園大学の敷地内にも出没したほか、野幌森林公園内とその周辺で目撃が相次ぎましたが、同年9月に北広島市設置の箱わなで捕獲されました。

また、令和5年8月には4年ぶりとなるヒグマの出没が発生したことから、パトロールや市ホームページ等での出没情報の周知などを実施しました。北海道が8月18日から札幌市、江別市、北広島市の野幌森林公園の区域及びその周辺にヒグマ注意報を発出しましたが、市内での出没は10月14日の目撃以降確認されず、11月17日にヒグマ注意報は終了しました。

## 2 石狩川

石狩川は、大雪山系石狩岳を水源に大小河川を集めて豊かな水量を保ち、これまで時として洪水等の災害を引き起こしてきましたが、水源として工業や農業の発展に計り知れない自然の恩恵をもたらしています。

また、緑を提供する広大な河川敷は、畜産用の採草地として牧歌的な風景をかもしだしている一方、サッカー場等のスポーツの場としても市民に開放されています。

長年の歴史の中でその形態も直線化されてきていますが、当時の蛇行した川沿いの集落がそのまま残ったため、流れの変化とともに四方が川となった所も市内に2か所（中島地区、豊幌地区巴農場）あり、これらにも石狩川の歴史を見出すことができます。

## 3 湿原

明治初期の屯田兵が入植した当時は、野幌丘陵地や一部地域を除いた市内全域に広大な湿原が広がっていました。

江別太地区をはじめとした千歳川や夕張川の流域は、かつては幌向原野と呼ばれる泥炭地帯で、代表的な湿原植物に「ホロムイ」の名がついたものが多くあります。この地域に残る越後沼の沿岸には、ハンノキやノリウツギが混生し、サワギキョウ、タチギボウシ、ノハナショウブなどが、かつての湿原の名残をとどめています。

また、東野幌地区にも農地に囲まれたわずかな面積のミズゴケの湿原が残されており、ヒツジグサ、イソツツジ等の可憐な花が見られ、中でも地区住民の手により長く保全に努めてきたノハナショウブの群生地は、地域の夏を彩る花として多くの市民を魅了しています。

この越後沼湿原、東野幌湿原の2か所は、合わせて「幌向湿原」として、平成28年4月に環境省から「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」に選定されました。

東野幌地域を流れる早苗別川などには、かつて市内至るところで見ることができたヘイケボタルが、今でも夏の風物詩として神秘的な光を放っています。

## 4 環境緑地保護地区等の指定

### (1) 環境緑地保護地区

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、市街地及びその周辺のうち環境緑地として維持又は造成することが必要な地区として指定されているもので、市内では3か所が指定されています。この地区では、建築物・工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採等の行為が制限されています。

#### ▽環境緑地保護地区

名称	面積	指定年月日
屯田兵村林	12.02 ha	昭和47年3月1日
江別鉄道林	30.41 ha	昭和48年3月30日 (区域変更 R3.4.2)
しのつ河畔林	8.55 ha	平成8年7月26日

### (2) 記念保護樹木

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが望ましいものとして指定されているもので、市内では1か所が指定されています。

#### ▽記念保護樹木

名称	本数	指定年月日
野幌小学校の赤松	4	昭和50年6月21日

(3) 道指定鳥獣保護区等

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖等を図るため、鳥獣保護区（1か所）及び特定猟具使用禁止区域（5か所）が指定されています。

▽鳥獣保護区（面積の内、江別市域1,841ha）

名 称	指定期間	面 積	備 考
野幌鳥獣保護区	令和7年10月1日～ 令和27年9月30日	2,048 ha	北海道立自然公園野幌森林公園の区域、内特別保護地区61ha

▽特定猟具使用禁止区域

名 称	指定期間	面 積	使用が禁止される特定猟具
朝日町特定猟具使用禁止区域	平成30年10月1日～ 令和10年9月30日	18 ha	銃器
世田豊平川特定猟具使用禁止区域	令和4年10月1日～ 令和14年9月30日	30 ha	銃器
越後沼特定猟具使用禁止区域	令和元年10月1日～ 令和11年9月30日	21 ha	銃器
野津幌川特定猟具使用禁止区域	平成30年10月1日～ 令和10年9月30日	※38 ha	銃器 ※内江別市域約13ha
当別・石狩川特定猟具使用禁止区域	令和2年10月1日～ 令和12年9月30日	※399ha	銃器 ※内江別市域約34ha

(4) 保存樹木・指定樹木・保存樹林

昭和59年の「江別市緑化推進条例」制定を受けて、平成2年度に保存樹木の候補となる指定樹木32本を選定し、このうち30本を平成12年度に保存樹木として指定したことに始まります。これまでに、保存樹木137本を指定してきましたが、このうち、倒木や病虫害被害等により保存樹木46本を指定解除し、現在、保存樹木91本、指定樹木21本となっています。（令和8年2月1日現在）

また、緑豊かな環境の確保及び美観風致を維持するために民有地及び市有地の2か所、面積にして約0.5haを保存樹林に指定しています。

5 自然保護監視員等

北海道における自然環境等を保全すべき地域について、適正に管理監視等を行うことを目的として自然保護監視員等が北海道知事から任命されています。

区 分	氏 名	監視区域
自然保護監視員	三木 昇	環境緑地保護地区、記念保護樹木
鳥獣保護監視員 兼生物多様性保護監視員	山科 雅則	市内一円、新篠津村

（令和8年2月1日現在）

## 第2節 自然環境保全の課題

大都市に隣接する本市は、開拓により本来の生態系が大幅に改変された歴史を背景にしながら土地の高度利用が進む中、野幌森林公園という豊かな自然をも有しています。また河畔林などの河川敷や良好な自然環境を生かして整理された公園などとともに、農村地域の防風林や水路、ため池等が本来の機能のほかに、人工的ではあっても動植物の生息・生育地あるいは中継地としての機能が認められています。

生物多様性の観点からは、これらの緑や水辺を生かして都市周辺の森林などの自然な生態系にまで通じる連続性を確保する必要があり、このためには、良好な自然環境が残る水辺や樹林等の保全や計画的な緑地の配置が求められます。

また、都市部の周りにも良好な自然環境が残っていることから、野生生物と接触する機会も多く、カラスをはじめアライグマやキツネなどの、都市環境に適応してきた動物と人間の軋轢も高まっています。

良好な自然環境を市民の総意として次代へ引き継ぐためには、外来種問題などに適切に対応しながらも、野生動物との共存方法などについて情報発信し、環境教育等を通じて市民への幅広い自然保護思想の普及啓発に努めることが大切です。

## 第5章 地球環境保全

### 第1節 第2次江別市環境管理計画 兼 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第2次江別市環境管理計画 兼 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、「第7次江別市総合計画」を環境面から推進するために、「江別市環境基本条例」に基づき策定したもので、江別市における良好な環境の保全及び創造を進める上で基本となるものです。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）を包含するものです。

本計画は、環境の将来像を「豊かな自然とともに暮らす、環境にやさしく、美しいまち」とし、この実現のために、「地球環境」、「資源循環」、「自然環境」、「生活環境」、「参加・協働」の5つの分野の環境目標を掲げ、市民・事業者・関係団体の皆さんと市が相互に連携・協力して各種の環境施策の推進に努めます。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間です。

各施策については以下のとおりです。

#### 1 地球環境

【環境目標】 地球規模の環境負荷低減に貢献するまち

〈環境施策の柱〉 エネルギーの地産地消・脱炭素社会の実現

施策1 事務事業における脱炭素化の率先実行

##### ① 省エネルギー行動と公共施設の省エネルギー化の推進

- ・江別市の事務事業や公共施設の管理・運営において、空調や電気の使用などの省エネルギーに率先して取り組むとともに、エネルギー管理システムによりエネルギーの使用状況を「見える化」して、エネルギー管理を適切に行います。
- ・定期的に設備の点検や照明機器・空調フィルターの清掃などを行い、設備の効率的な運転に努めるとともに、LED照明への交換や、センサー付きLED照明、高効率設備の導入等による省エネルギー化を推進します。
- ・公共施設に専門家による省エネルギー診断を活用するなど、効率的な省エネルギー対策の実践に努めます。
- ・公共施設を新築する際は、ZEB（ゼブ）化を検討します。

##### ② 公共施設等での太陽光発電等の率先導入

- ・設置可能な公共施設や遊休未利用地へ、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めて、エネルギー自給率の向上に努めます。
- ・太陽光発電の導入に当たっては、施設の立地・用途・規模・効率性等を踏まえて、民間事業者によるPPAモデルの活用も検討しながら推進します。
- ・再生可能エネルギーの更なる有効利用や災害時のレジリエンス強化のために、蓄電池の導入を検討します。
- ・環境負荷の少ない電力調達について、安定的な供給体制やコストの観点も踏まえながら、具体的な手法を検討します。

##### ③ 公用車の電動化とエコドライブの推進

- ・公用車の効率的利用を図るとともに、公用車の使用実態等を精査して、保有車両の適正配置に努めます。

- ・ 公用車を購入・更新する際は、用途や車種の普及状況を考慮しつつ、電動車の導入を優先して、導入が困難な場合は可能な限り環境性能に優れた車両を導入します。
- ・ 公用車の使用に当たっては、急発進等を避けた燃費を向上させるような運転やアイドリング・ストップなど、エコドライブを実施します。

#### ④ 脱炭素化に向けた率先実行の成果の還元

- ・ 脱炭素化に向けた率先実行の取組状況を広く共有するとともに、実行による成果や気づきを、市民や事業者に対して分かりやすく伝えていきます。

### 施策2 家庭への脱炭素化の普及促進

#### ① 家庭への省エネルギー行動促進の働きかけ

- ・ 家庭でできる省エネ行動やエネルギーの効率的な利用に関する情報を、市民や民間団体等の協力を得ながら、収集・発信していきます。

#### ② 住宅の省エネルギー性能の向上

- ・ 住宅について、ZEH（ゼッチ）を普及促進するほか、LED照明や高効率設備の導入、断熱性能の向上等の省エネルギー改修を促進するために、国・北海道の支援制度の活用も含めて、市民への啓発や情報提供などを行います。

#### ③ 家庭への太陽光発電等の普及促進

- ・ 太陽光発電や蓄電池の普及促進に向けて、民間事業者との連携や国・北海道の支援制度の活用も含めて、市民への啓発や情報提供などを行います。

#### ④ 家庭への電動車等の普及促進

- ・ 電動車等の普及促進に向けて、技術革新や普及状況を踏まえつつ、国や北海道の支援制度も含めて、市民への啓発や情報提供などを行います。
- ・ 電動車等の普及に当たっては、課題となっている充電設備の拠点拡充等、新たな社会インフラの整備について、民間事業者と連携しながら、環境整備の手法を検討します。

### 施策3 事業者の脱炭素経営の促進

#### ① 地域経済の脱炭素化に向けたネットワークづくり

- ・ 地域を挙げた脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進や、脱炭素化に係る次世代技術等の情報を把握・共有するとともに、産学官の連携・協力を促進するためのネットワークづくりに努めます。

#### ② 事業者による脱炭素化の取組への支援

- ・ 脱炭素経営の重要性や、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入事例、設備の導入に活用可能な支援制度等に関するセミナーを開催するなど、コスト削減にも繋がるような脱炭素経営の普及を促進します。

#### ③ J-クレジット制度の活用

- ・ J-クレジット制度の活用について、大学などの研究機関と連携して、取組事例の調査・研究を進めます。

### 施策4 再生可能エネルギーの導入拡大に向けたモデル構築

#### ① 民間事業者と連携したエネルギー地産地消の推進

- ・ 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入や、卒FIT電力の活用など、地域で創られるエネルギーを地域で活用する「エネルギーの地産地消」の促進に向けて、民間事業者と連携を図りながら、具体的な手法を検討します。

#### ② 導入ポテンシャルを踏まえたモデルづくり

- ・市域の導入ポテンシャルを踏まえた再生可能エネルギーの活用や、分散型エネルギーシステムの構築に向けた研究を進めます。

### ③ 風力発電の活用

- ・風力発電の活用について、市民出資による市民風車や垂直軸風車など、道内を中心とした事業手法や導入事例の研究を進めます。

### ④ バイオマスの活用

- ・生ごみ等の食品残渣や家畜ふん尿等の廃棄物系バイオマスの利活用について、情報発信に努めるとともに、風倒木や支障木などの木材を含めた、市域で発生する未利用のバイオマス活用について研究を進めます。

### ⑤ BDF（バイオディーゼル燃料）の活用

- ・廃食用油からBDFを製造してトラックやバスなどの重量車の燃料として利用するために、既存の廃食用油回収の取組の啓発や、民間事業者と連携した廃食用油回収拠点の拡大を検討します。

### ⑥ 次世代エネルギー等の利用可能性

- ・省エネルギー・再生可能エネルギーの次世代技術や、水素をはじめとした次世代エネルギーに関する情報収集に努めます。

## 施策5 地域と共生した再生可能エネルギーの促進

### ① 再生可能エネルギーの立地促進

- ・民間事業者による再生可能エネルギー発電施設等の立地が促進されるように、各種法令やガイドライン、関連する支援制度等についての情報発信に努めます。

### ② 再生可能エネルギーの適正な設置

- ・民間事業者による再生可能エネルギー発電施設等の立地について、自然環境や生活環境への適正な配慮の確保を図るために、他自治体による取組事例の研究を進めます。

## 施策6 脱炭素まちづくりの推進

- ・えべつ版コンパクトなまちづくりを推進して、集約型都市構造によるエネルギー効率がよい都市づくりを推進します。

- ・自転車の有効活用や、公共交通機関の利用促進など、自動車に過度に依存しない環境づくりに努めます。

- ・CO<sub>2</sub>吸収源としての森林の価値を発信して、市街地の緑化の推進や周辺の緑地等の保全による緑のネットワークの形成を推進します。

- ・木材利用の促進は、更なる森林吸収量の増加に繋がることが期待されるため、炭素の固定に役立つ木材を暮らしの中に取り入れる意義や取組を発信します。

## 2 資源循環

【環境目標】 限りある資源を大切にすまち

〈環境施策の柱〉 循環型社会の形成

### 施策1 ごみ減量化の推進

- ・限りある資源を効率的に利用して、ごみの発生抑制と再生可能資源の活用を進めるために、ごみ減量及びリサイクルに係る啓発や情報提供を行います。

- ・食品ロスの削減に向けて、「食材使いきりレシピ講習会」や「30・10運動」、「てまえどり」について事業者や関係団体などと協力して啓発に努めるとともに、市内のフードバンク・フードドライブ活動との連携を検討します。

- ・プラスチック資源の3R+Renewableのために、使い捨てプラスチックの使用削減や、プラスチックごみの適正排出について、事業者や関係団体などと協力して啓発や情報提供を行います。
- ・自治会やPTAなどの各種団体が実施する集団資源回収への支援を行うなど、リサイクル活動を推進します。
- ・ごみの分別の徹底や、リサイクル関連団体の活動について、市民への啓発を行うとともに、資源物の収集品目拡大などを検討します。
- ・食品残渣や家畜ふん尿の肥料化など、エネルギー生産に留まらない、廃棄物系バイオマスの有効活用について、市内事業者と情報共有を進めながら検討します。
- ・浄水汚泥の融雪剤への活用や、下水汚泥の農地還元を推進します。

#### 施策2 適正なごみ処理の推進

- ・環境クリーンセンター（ごみ処理施設）や民間処理業者の活用による、適切かつ有効なごみ処理体制を維持します。
- ・不法投棄や野焼きを防止するために、協定を締結した民間事業者や市民と協働して監視・通報体制を拡大します。

#### 施策3 グリーン購入・エシカル消費の推進

- ・環境負荷ができるだけ少なく、かつ社会面に配慮した製品やサービスの購入を推進します。

#### 施策4 公共施設・インフラの維持管理・有効活用

- ・公共施設やインフラについて、計画的な長寿命化により、適正な維持管理に努めるとともに、防災機能の向上や省エネルギー化を進めるなど、価値の向上や有効活用を推進します。

### 3 自然環境

【環境目標】 豊かな自然が生活と調和したまち

〈環境施策の柱〉 生態系の保全・身近な水と緑の保全

#### 施策1 生物多様性の保全

- ・水辺、森林などにおける多様な生態系を健全な状態で維持していくために、「環境緑地保護地区」・「鳥獣保護区」などの保全手法を活用するとともに、国や北海道などと情報共有や連携を図りながら、地域ぐるみの保全に努めます。
- ・人と野生生物との共生を図るために、市民一人ひとりの野生生物に対する理解を深める機会の創出に努めます。
- ・外来種については、外来生物法や外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」に基づき適切に対応します。

#### 施策2 水と緑の保全

- ・水辺空間の要素を成す河川・湖沼・湿地・周辺の樹林地について、治水機能との調和を図りながら保全に努めます。
- ・緑地・鉄道林や市街地に残る樹林地などは、所有者の理解と協力を得ながら身近な緑として保全・維持に努めます。
- ・石狩川や野幌森林公園での観察会や体験学習など、市民が自然に親しむ機会の創出に努めます。

- ・地域資源である「食」や「農」を活かしたグリーンツーリズムや6次産業化など、生産者と消費者を結びつける地産地消の活動を支援して、農業者と連携した農地の保全に努めます。

#### 施策3 公園緑地の整備・維持管理

- ・身近な公園の整備や維持管理については、市民との協働による取組を推進します。
- ・街路樹の適正な維持管理や、公共空間の緑化を推進します。
- ・市民植樹などの緑化イベントや啓発活動を通じて、緑化に対する市民意識の向上に努めます。

### 4 生活環境

【環境目標】 安心して快適に暮らし続けられるまち

〈環境施策の柱〉 良好な生活環境の確保・個性と魅力ある景観の形成

#### 施策1 大気環境の保全

- ・大気中の汚染物質の測定・現況把握により、大気環境を監視します。
- ・工場や事業所から発生するばい煙、粉じんについて、北海道などとの連携により、法令に基づく排出基準遵守を指導します。
- ・酸性雨（雪）やPM2.5の状況や影響について、情報の収集・調査を行います。

#### 施策2 水環境の保全

- ・河川水質の測定・現況把握により、水質汚濁の状況を監視します。
- ・工場や事業所からの排水について、北海道などとの連携により、法令に基づく排水基準遵守を指導します。
- ・公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の普及を推進します。

#### 施策3 騒音・振動、悪臭の防止

- ・工場や事業所、建設作業場から発生する騒音・振動について、法令に基づく規制基準遵守を指導します。
- ・自動車交通騒音については、定期的な測定を行い、地域の現況を把握します。
- ・工場や事業所などへの悪臭の立入検査を実施するとともに、施設の適切な維持管理や近隣への配慮について指導・啓発します。

#### 施策4 化学物質、その他の環境汚染等の防止

- ・ごみ処理の過程で発生するダイオキシン類の環境測定を行うとともに、適切な情報提供に努めます。
- ・P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）の趣旨に基づき、化学物質のリスク情報の提供や使用量の低減に努めます。
- ・合成洗剤や柔軟剤・化粧品類などに含まれる合成香料（化学物質）が原因で不快と感じる方や健康被害を訴える方への配慮を促すため、周知・啓発に努めます。
- ・電磁波については、国などの知見や動向を注視して、情報収集・提供に努めます。

#### 施策5 地域特性を活かした景観の形成

- ・都市景観賞や都市景観フォトコンテスト、景観パンフレットなどにより、都市の景観に対する意識の向上に努めます。
- ・歴史的な建造物や文化財、れんがを活用した建物などを、地域特性を踏まえながら保存・活用します。

#### 施策6 環境美化の推進

- ・ごみのポイ捨て防止やペットの排せつ物処理など、環境美化に係る啓発を行います。
- ・花のある街並みづくり運動を支援して、快適な街並みづくりを推進します。

## 5 参加・協働

【環境目標】 誰もがいきいきと取組ができるまち

〈環境施策の柱〉 環境意識の向上・環境活動の実践

### 施策1 環境教育・学習の推進

- ・市民一人ひとりの環境保全に対する意識を高めて、具体的な行動につなげていくために、環境教育・学習機会の創出に努めます。
- ・環境協力活動員の養成など、環境教育・学習に携わる人材の育成を推進します。

### 施策2 環境情報の充実と発信

- ・環境に関する様々な情報を収集して江別市ウェブサイト等の内容充実に努めるとともに、情報を分かりやすく整理して、環境イベントやパンフレットなどで広く発信します。
- ・市民や事業者が、自主性と主体性を持って、更なる環境保全活動に取り組めるように、様々な分野で環境問題に取り組んでいる団体等の情報の集約・充実に努め、分かりやすい形で情報提供します。

### 施策3 環境活動に関する連携・協働体制の構築

- ・環境関連活動を行っている多様な主体とのネットワークの充実に努めて、情報共有並びに相互の協力体制づくりを進めるとともに、高校生や大学生など次世代を担う若者を含めて参加・行動する人の裾野を広げて、環境保全活動の促進に努めます。
- ・環境問題への対応について、広域的な連携を進めるために、研修会等への積極的な参加など、国・北海道・近隣自治体等との協力体制づくりに努めます。

## 第2節 第4期江別市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成19年度に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、江別市地球温暖化対策実行計画を策定し、市の事務・事業活動に伴い発生する温室効果ガスの削減活動を推進しています。

令和6年度からは第4期計画（令和6年度～令和15年度）に基づく取組を推進しており、政府実行計画の削減目標を踏まえ、令和15年までに平成25年度比で50%削減を目指します。

なお、第4期計画からは、これまで事務事業に関連して発生する温室効果ガス削減のための具体的な行動を兼ねる計画として定めていた「江別市環境マネジメントシステム実行計画」について、本計画と一本化しています。

▽温室効果ガス別排出量の結果

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

ガスの種類	平成25年度（基準）	令和6年度	増減量	増減率
二酸化炭素	43,320.0	33,905.2	△9,414.8	△21.7%
メタン	336.0	427.3	91.3	27.2%
一酸化二窒素	1,532.0	1,225.7	△306.3	△20.0%
総計	45,188.0	35,558.2	△9,629.8	△21.3%

### 第3節 江別市環境マネジメントシステム

市の事務・事業活動に伴い発生する環境への負荷を低減するため、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001に準拠した「江別市環境マネジメントシステム」を平成15年度に導入し、翌年度から本格的に運用しています。

江別市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進及び進行管理を行う仕組みとして位置づけられています。

#### 1 エネルギー使用量の把握

温室効果ガス排出量の削減に直接的に影響がある項目については、LAPSS（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム）により実績値を把握しています。

#### 2 職員の環境配慮行動の調査

環境配慮意識の向上を図るため、市職員の環境配慮行動の取組状況を調べています。調査対象は、不要箇所の消灯やコピー用紙の削減など10項目です。

▽職員の環境配慮行動達成率（一部抜粋）

取組項目	令和6年度
不必要箇所の消灯	99.2%
エコドライブの実行	98.3%
両面コピー・印刷の徹底	95.3%
ごみの分別	98.8%

### 3 グリーン購入の取組

平成15年度に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の趣旨を踏まえ、江別市グリーン購入調達方針を策定し、環境に配慮した物品及び役務の調達（グリーン購入）に取り組んでいます。

▽令和6年度グリーン購入調達実績（調達率：斜線は報告対象外の物品）

特定調達物品等		調達目標	調達率
1.	紙 類	100%	95.7%
2.	文具類	100%	81.9%
3.	オフィス家具等	100%	72.7%
4.	画像機器等	100%	87.5%
5.	電子計算機等	100%	85.7%
6.	オフィス機器等	100%	99.1%
7.	移動電話等	可能な限り調達に努める	
8.	家電製品	可能な限り調達に努める	
9.	エアコンディショナー等	可能な限り調達に努める	
10.	温水器等	可能な限り調達に努める	
11.	照 明		
	LED照明器具	100%	100%
	電球形LEDランプ	100%	21.7%
12.	自動車等（緊急自動車等、業務上支障があると認められる車両を除く）	可能な限り調達に努める	
13.	消火器	可能な限り調達に努める	
14.	制服・作業服	100%	94.8%
15.	インテリア・寝装寝具	可能な限り調達に努める	
16.	作業手袋	100%	100%
17.	その他繊維製品	可能な限り調達に努める	
18.	設 備	可能な限り調達に努める	
19.	災害備蓄用品	可能な限り調達に努める	
20.	公共工事	可能な限り調達に努める	
21.	役 務		
	印刷（納入印刷物）	100%	98.2%
	清掃（手洗い洗剤）	100%	100%
22.	ごみ袋等	可能な限り調達に努める	

※令和6年度の特定調達物品等は22分野287品目（うち報告対象は10分野34品目）

# 環境調査関係等資料

## 測定データ編

### 1 令和6年度 大気汚染物質の測定結果

#### (1) 窒素酸化物

##### ▽篠津大気汚染環境測定局

項目	単位	令和6年										令和7年			年間値	日平均値の年間98%値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
一酸化窒素	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	30	362	0.003
	測定時間	時間	717	741	715	740	741	689	741	718	739	741	669	738	8,689	
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	1時間値の最高値	ppm	0.006	0.005	0.017	0.007	0.011	0.009	0.013	0.013	0.015	0.045	0.018	0.012	0.045	
	日平均値の最高値	ppm	0.002	0.001	0.002	0.002	0.004	0.003	0.003	0.003	0.005	0.004	0.005	0.002	0.005	
	二酸化窒素	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	30	
測定時間	時間	717	741	715	740	741	689	741	718	739	741	669	738	8,689		
月平均値	ppm	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.005	0.006	0.006	0.006	0.005	0.004		
1時間値の最高値	ppm	0.014	0.011	0.014	0.012	0.010	0.010	0.023	0.023	0.021	0.031	0.028	0.024	0.031		
日平均値の最高値	ppm	0.009	0.006	0.008	0.006	0.007	0.006	0.008	0.010	0.013	0.011	0.013	0.009	0.013		
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
窒素酸化物	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	30	362	0.013
	測定時間	時間	717	741	715	740	741	689	741	718	739	741	669	738	8,689	
	月平均値	ppm	0.005	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	
	1時間値の最高値	ppm	0.018	0.013	0.029	0.016	0.016	0.016	0.025	0.033	0.034	0.076	0.036	0.030	0.076	
	日平均値の最高値	ppm	0.010	0.008	0.010	0.008	0.009	0.008	0.010	0.013	0.017	0.013	0.018	0.011	0.018	
	月平均値NO2/(NO+NO2)	%	84.1	86.2	83.5	80.3	72.2	72.5	76.3	79.0	82.8	80.9	82.7	82.2	80.3	

##### ▽野幌自動車排出ガス測定局

項目	単位	令和6年										令和7年			年間値	日平均値の年間98%値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
一酸化窒素	有効測定日数	日	30	31	18	31	31	28	31	30	31	31	28	30	350	0.013
	測定時間	時間	717	741	459	737	741	691	740	718	739	741	669	736	8,429	
	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.003	0.004	0.007	0.005	0.006	0.003	0.003	
	1時間値の最高値	ppm	0.026	0.009	0.015	0.009	0.019	0.014	0.022	0.050	0.073	0.047	0.098	0.026	0.098	
	日平均値の最高値	ppm	0.004	0.004	0.004	0.002	0.006	0.004	0.007	0.011	0.023	0.013	0.022	0.009	0.023	
二酸化窒素	有効測定日数	日	30	31	18	31	31	28	31	30	31	31	28	30	350	0.020
	測定時間	時間	717	741	459	737	741	691	740	718	739	741	669	736	8,429	
	月平均値	ppm	0.006	0.004	0.005	0.003	0.004	0.005	0.006	0.009	0.012	0.013	0.012	0.009	0.008	
	1時間値の最高値	ppm	0.029	0.018	0.015	0.010	0.011	0.017	0.034	0.033	0.053	0.045	0.055	0.047	0.055	
	日平均値の最高値	ppm	0.011	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	0.014	0.017	0.027	0.021	0.027	0.018	0.027	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
窒素酸化物	有効測定日数	日	30	31	18	31	31	28	31	30	31	31	28	30	350	0.034
	測定時間	時間	717	741	459	737	741	691	740	718	739	741	669	736	8,429	
	月平均値	ppm	0.007	0.006	0.007	0.005	0.006	0.007	0.009	0.013	0.019	0.018	0.018	0.012	0.011	
	1時間値の最高値	ppm	0.041	0.023	0.026	0.016	0.025	0.025	0.053	0.077	0.120	0.090	0.140	0.063	0.140	
	日平均値の最高値	ppm	0.015	0.012	0.010	0.008	0.010	0.012	0.021	0.028	0.049	0.033	0.048	0.026	0.049	
	月平均値NO2/(NO+NO2)	%	77.6	70.2	69.7	71.0	60.5	68.1	69.0	71.4	64.7	71.2	67.8	77.3	69.7	

(2) 二酸化硫黄の測定結果

▽篠津大気汚染環境測定局

項目	単位	令和6年										令和7年			年間値	日平均値の 年間2%除 外値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	30	362	0.002	
測定時間	時間	717	741	715	740	741	691	741	718	738	741	669	738	8,690		
月平均値	ppm	0.001	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.0004		
1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値の最高値	ppm	0.004	0.003	0.006	0.002	0.001	0.002	0.003	0.003	0.009	0.004	0.019	0.015	0.019		
日平均値の最高値	ppm	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.003	0.003	0.003		

(3) 浮遊粒子状物質の測定結果

▽篠津大気汚染環境測定局

項目	単位	令和6年										令和7年			年間値	日平均値の 年間2%除 外値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	31	363	0.026	
測定時間	時間	719	743	719	743	743	693	743	719	743	743	671	741	8,720		
月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.011	0.010	0.011	0.018	0.010	0.008	0.009	0.007	0.007	0.007	0.007	0.009	0.009		
1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.034	0.026	0.038	0.173	0.066	0.033	0.021	0.028	0.021	0.034	0.035	0.035	0.173		
日平均値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.019	0.019	0.020	0.040	0.026	0.016	0.015	0.016	0.011	0.016	0.018	0.020	0.040		

▽野幌自動車排出ガス測定局

項目	単位	令和6年										令和7年			年間値	日平均値の 年間2%除 外値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	29	31	30	31	31	28	31	364	0.024	
測定時間	時間	719	743	717	741	743	713	742	719	743	743	671	740	8,734		
月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.011	0.010	0.012	0.018	0.011	0.008	0.009	0.008	0.007	0.008	0.008	0.009	0.010		
1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.033	0.030	0.063	0.100	0.103	0.028	0.029	0.038	0.022	0.028	0.036	0.041	0.103		
日平均値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.020	0.018	0.019	0.043	0.030	0.016	0.016	0.017	0.011	0.016	0.019	0.021	0.043		

(4) ふっ化水素測定結果

(単位:  $\mu$  g HF/日/100 cm<sup>3</sup>)

測定地点	令和6年			令和7年	平均	各年度平均値				
	5月	7月	11月	2月		R1	R2	R3	R4	R5
工栄町20番地16	0.4	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.2
野幌住吉町2番通り10丁目交差点	2.7	5.2	1.0	0.3	2.3	1.1	0.7	2.8	2.0	1.8
平均値	1.6	2.7	0.6	0.3	1.3	0.7	0.5	1.6	1.2	1.0

□大気汚染物質の測定地点位置図



凡 例	
●	大気汚染自動測定局
◆	ふっ化水素測定地点

2. 令和6年度 河川水質調査の測定結果

(1) 河川水質（生活環境項目）の測定結果

水域名	測定地点	類型	pH		DO		BOD (mg/l)				COD	SS		大腸菌数 (CFU/100ml)			全窒素	全りん (mg/l)	アモニウム態窒素	調査主体
			m/n	範囲	m/n	平均値	m/n	75%値	平均値	範囲		M/N	m/n	平均値	m/n	90%値				
石狩川	石狩大橋	B	0/12	7.2 ~ 7.4	0/12	10.6	0/12	1.5	1.1	0.6 ~ 1.7	4.8/12	3/12	23	0/12	420	171	1.08/12	0.064/12	0.10/12	北海道開発局
	江南橋	A	0/6	7.1 ~ 7.5	1/6	9.6	2/6	2.5	1.9	0.9 ~ 3.1	4.1/6	0/6	13	0/6	220	69	-	0.112/6	0.48/6	江別市
千歳川	ゆめみ野東町17, 地先	A	0/4	7.0 ~ 7.3	1/4	8.5	2/4	2.1	1.9	1.5 ~ 2.2	-	1/4	15	0/4	300	168	-	-	-	北海道
	東光橋	A	0/6	7.1 ~ 7.3	1/6	9.9	3/6	2.5	1.8	1.0 ~ 2.6	4.4/6	1/6	10	0/6	220	84	-	0.104/6	0.47/6	江別市
	新江別橋	A	0/12	7.1 ~ 7.4	2/12	9.4	3/12	2.0	1.9	1.4 ~ 2.6	-	2/12	18	1/12	260	132	1.65/12	0.117/12	0.35/12	北海道開発局
夕張川	江別大橋	B	0/12	7.4 ~ 7.7	0/12	10.9	0/12	1.3	1.1	0.5 ~ 1.9	-	6/12	36	0/12	290	163	1.07/12	0.072/12	0.16/4	北海道開発局
篠津川	篠津橋	A	0/4	6.7 ~ 7.0	3/4	7.2	4/4	2.4	2.6	2.1 ~ 3.5	-	1/4	20	2/4	490	252	3.23/4	-	0.40/4	北海道
	野津幌川七号橋	B	0/12	6.7 ~ 7.1	0/12	8.9	8/12	4.6	4.2	1.1 ~ 10.0	-	0/12	6	8/12	9600	4205	9.30/1	0.590/1	-	札幌市
豊平川	中沼	B	0/48	6.7 ~ 7.3	0/48	9.7	2/48	2.0	1.7	0.5 ~ 5.7	4.5/12	1/48	5	26/48	5800	3357	2.59/13	0.306/13	0.31/12	北海道開発局・札幌市
	早苗別川	-	-/5	7.0 ~ 7.3	-/5	8.3	-/5	1.9	1.6	1.1 ~ 1.9	-	-/5	10	-	-	-	-	-	-	-
世田豊平川	東1号橋	-	-/5	6.7 ~ 7.4	-/5	4.4	-/5	24.0	14.8	4.6 ~ 27.0	-	-/5	42	-	-	-	-	-	-	-
	樋門	-	-/4	7.2 ~ 7.4	-/4	7.0	-/4	28.0	19.7	5.9 ~ 29.0	-	-/4	13	-	-	-	-	-	-	-
屯田川	屯田橋	-	-/4	7.5 ~ 8.8	-/4	10.0	-/4	1.7	1.6	1.2 ~ 2.1	-	-/4	2	-	-	-	-	-	-	-
	3線橋	-	-/4	6.8 ~ 7.4	-/4	5.8	-/4	1.6	1.9	0.9 ~ 3.8	-	-/4	14	-	-	-	-	-	-	-

注) ①m/nは、環境基準を超えた検体数/総検体数。②M/Nは、平均値/総検体数。③検出可能な値を超過しているものは、限界値を記載。

注) 上表の類型による生活環境の保全に関する環境基準は以下のとおりです。

<環境基準>

類型	pH		DO (mg/l)		BOD (mg/l)		SS (mg/l)		大腸菌数 (CFU/100ml)	
	6.5~8.5	7.5以上	2以下	25以下	300以下					
A	6.5~8.5	7.5以上	2以下	25以下	300以下					
B	6.5~8.5	5以上	3以下	25以下	1,000以下					

(2) 河川水質 (健康項目) の測定結果 <1/3>

水域名	千歳川																
	石狩川							新江別橋									
	地点名	石狩大橋						江別市						北海道開発局			
調査主体	北海道開発局																
採水月日	04月23日	05月23日	06月06日	07月04日	08月08日	09月05日	10月03日	11月07日	12月05日	01月09日	02月06日	03月05日	08月20日	05月23日	08月08日	11月07日	01月09日
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003			< 0.0003			< 0.0003		< 0.0003				< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	
全シアン		< 0.1			< 0.1			< 0.1		< 0.1			< 0.1		< 0.1	< 0.1	
鉛	< 0.005	< 0.005			< 0.005			< 0.005		< 0.005			< 0.005		< 0.005	< 0.005	
六価クロム	< 0.01	< 0.01			< 0.01			< 0.01		< 0.01			< 0.01		< 0.01	< 0.01	
ヒ素	< 0.005	< 0.005			< 0.005			< 0.005		< 0.005			< 0.005		< 0.005	< 0.005	
総水銀	< 0.0005	< 0.0005			< 0.0005			< 0.0005		< 0.0005			< 0.0005		< 0.0005	< 0.0005	
アルキル水銀																	
PCB					< 0.0005								< 0.0005		< 0.0005		
ジクロロメタン					< 0.002								< 0.002		< 0.002		
四塩化炭素					< 0.0002								< 0.0002		< 0.0002		
1,2-ジクロロエタン					< 0.0004								< 0.0004		< 0.0004		
1,1-ジクロロエチレン					< 0.01								< 0.01		< 0.01		
シス-1,2-ジクロロエチレン					< 0.004								< 0.004		< 0.004		
1,1,1-トリクロロエタン					< 0.001								< 0.001		< 0.001		
1,1,2-トリクロロエタン					< 0.0006								< 0.0006		< 0.0006		
トリクロロエチレン					< 0.001								< 0.001		< 0.001		
テトラクロロエチレン					< 0.0005								< 0.0005		< 0.0005		
1,3-ジクロロプロペン					< 0.0002								< 0.0002		< 0.0002		
チウラム					< 0.0006								< 0.0006		< 0.0006		
シマジン					< 0.0003								< 0.0003		< 0.0003		
チオベンカルブ					< 0.002								< 0.002		< 0.002		
ベンゼン					< 0.001								< 0.001		< 0.001		
セレン					< 0.002								< 0.002		< 0.002		
硝酸性窒素	0.49	0.61	0.54	0.51	0.41	0.88	0.67	0.7	1.1	0.94	0.7	1.3		0.92	0.79	1.1	1.1
亜硝酸性窒素	0.006	0.022	0.017	0.027	0.021	0.022	0.029	0.014	0.014	0.023	0.013	0.016		0.045	0.075	0.037	0.034
硝酸性・亜硝酸性窒素	0.49	0.63	0.55	0.53	0.43	0.9	0.69	0.71	1.1	0.96	0.71	1.3		0.96	0.86	1.1	1.1
ふっ素					< 0.1			< 0.1					0.1		< 0.1		
ほう素		0.04			0.05			0.04		0.06			0.11		0.12		
1,4-ジオキサン					< 0.005								< 0.005		< 0.005		

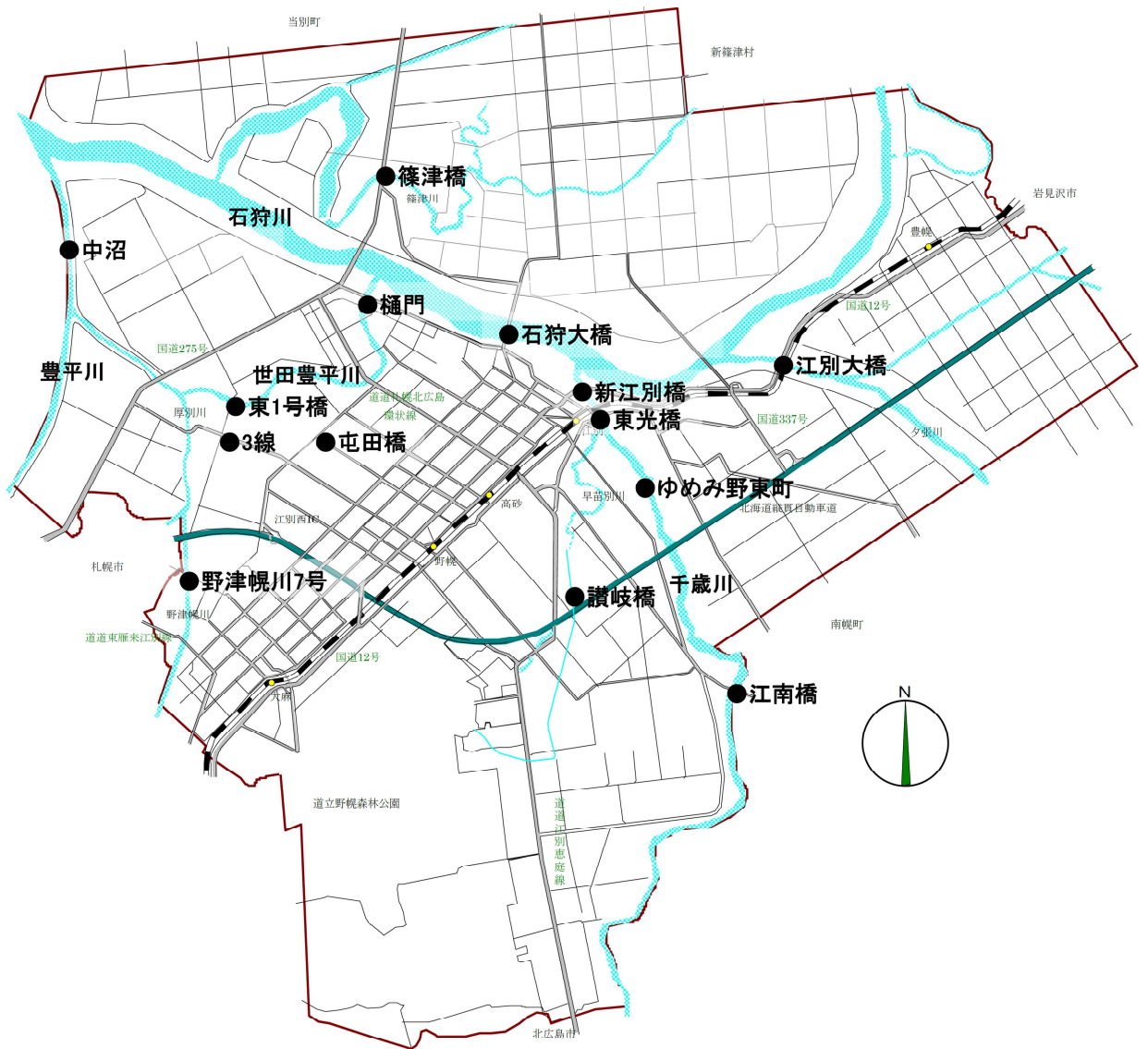
(2) 河川水質 (健康項目) の測定結果 <2/3>

水域名	夕張川			篠津川			野津幌川					
	05月23日	08月08日	11月07日	01月09日	06月25日	08月20日	10月17日	01月07日	04月03日	07月03日	10月02日	01月09日
地点名	江別大橋			篠津橋			野津幌川七号橋					
調査主体	北海道開発局			北海道			札幌市					
採水月日	05月23日	08月08日	11月07日	01月09日	06月25日	08月20日	10月17日	01月07日	04月03日	07月03日	10月02日	01月09日
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003							< 0.0003		< 0.0003
全シアン	< 0.1	< 0.1	< 0.1							< 0.1		< 0.1
鉛	< 0.005	< 0.005	< 0.005							< 0.005		< 0.005
六価クロム	< 0.01	< 0.01	< 0.01							< 0.01		< 0.01
ヒ素	< 0.005	< 0.005	< 0.005							< 0.005		< 0.005
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005							< 0.0005		< 0.0005
アルキル水銀												
PCB	< 0.0005	< 0.0005								< 0.0005		
ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002								< 0.002		< 0.002
四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002								< 0.0002		< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004								< 0.0004		< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01								< 0.01		< 0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004								< 0.004		< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001								< 0.001		< 0.001
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006								< 0.0006		< 0.0006
トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001								< 0.001		< 0.001
テトラクロロエチレン	< 0.0005	< 0.0005								< 0.0005		< 0.0005
1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002				< 0.0002				< 0.0002		< 0.0002
チウラム	< 0.0006	< 0.0006				< 0.0006				< 0.0006		
シマジン	< 0.0003	< 0.0003				< 0.0003				< 0.0003		
チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002				< 0.002				< 0.002		< 0.001
ベンゼン	< 0.001	< 0.001								< 0.001		< 0.001
セレン	< 0.002	< 0.002								< 0.002		< 0.002
硝酸性窒素	0.46	0.44	0.56	1.5	0.46	0.75	2.2	4.0	3.1	5.7	5.2	6.2
亜硝酸性窒素	0.011	0.023	0.009	0.016	0.018	0.018	0.049	0.039	0.044	0.28	0.053	0.22
硝酸性・亜硝酸性窒素	0.47	0.46	0.56	1.5	0.47	0.76	2.2	4.0	3.1	6.0	5.3	6.4
ふっ素	< 0.1									< 0.1		< 0.1
ほう素	0.07									0.19		0.13
1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005								< 0.005		< 0.005

(2) 河川水質(健康項目)の測定結果<3/3>

水域名		豊平川														環境基準
地点名		中沼														
調査主体		北海道開発局・札幌市														
採水月日	04月03日 04月23日	05月08日 05月23日	06月05日 06月06日	07月03日 07月04日	08月01日 08月08日	09月04日 09月05日	10月02日 10月03日	11月07日 11月14日	12月04日 12月05日	01月09日	02月05日 02月06日	03月05日				
カドミウム				< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003							< 0.0003			0.003mg/1以下
全シアン				< 0.1	< 0.1	< 0.1							< 0.1			検出されないこと
鉛				< 0.005	< 0.005	< 0.005							< 0.005			0.01mg/1以下
六価クロム				< 0.01	< 0.01	< 0.01							< 0.01			0.02mg/1以下
ヒ素	< 0.005	< 0.005		0.012	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.009	< 0.005	0.006				0.01mg/1以下
総水銀	0.009				0.007	0.005				0.008						0.0005mg/1以下
アルキル水銀					< 0.0005	< 0.0005				< 0.0005						検出されないこと
PCB					< 0.0005	< 0.0005				< 0.0005						検出されないこと
ジクロロメタン					< 0.002	< 0.002				< 0.002						0.02mg/1以下
四塩化炭素					< 0.002	< 0.002				< 0.002						0.002mg/1以下
1,2-ジクロロエタン					< 0.004	< 0.004				< 0.004						0.004mg/1以下
1,1-ジクロロエチレン					< 0.01	< 0.01				< 0.01						0.1mg/1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン					< 0.004	< 0.004				< 0.004						0.04mg/1以下
1,1,1-トリクロロエタン					< 0.001	< 0.001				< 0.001						1mg/1以下
1,1,2-トリクロロエタン					< 0.006	< 0.006				< 0.006						0.006mg/1以下
トリクロロエチレン					< 0.001	< 0.001				< 0.001						0.01mg/1以下
テトラクロロエチレン					< 0.0005	< 0.0005				< 0.0005						0.01mg/1以下
1,3-ジクロロプロペン					< 0.0002	< 0.0002				< 0.0002						0.002mg/1以下
チオラム					< 0.0006	< 0.0006				< 0.0006						0.006mg/1以下
シマジン					< 0.0003	< 0.0003				< 0.0003						0.003mg/1以下
チオベンカルブ					< 0.002	< 0.002				< 0.002						0.02mg/1以下
ベンゼン					< 0.001	< 0.001				< 0.001						0.01mg/1以下
セレン					< 0.002	< 0.002				< 0.002						0.01mg/1以下
硝酸性窒素	0.40	1.4	1.8	1.3	1.8	2.1	2.5	2.6	2.4	2.1	2.1	0.84				-
亜硝酸性窒素	0.005	0.049	0.086	0.057	0.14	0.068	0.092	0.12	0.072	0.10	0.098	0.059				-
硝酸性・亜硝酸性窒素	0.40	1.4	1.8	1.4	1.9	2.1	2.5	2.7	2.4	2.2	2.1	0.89				10mg/1以下
ふっ素				2.0	< 0.1	< 0.1				2.4						0.8mg/1以下
ほう素		0.21			0.14			0.21		< 0.1						1mg/1以下
1,4-ジオキサン				0.22	0.14					0.24						1mg/1以下
				< 0.005	< 0.005	< 0.005				0.22						0.05mg/1以下

□河川水質調査の測定地点位置図



3. 令和6年度環境騒音調査結果  
(1) 道路に面する地域(自動車騒音常時監視(面的評価))

		面的評価結果																										
		評価区間全体①+②					近接空間①					非近接空間②																
番号	路線名	車線数	道路種別	道路構造	遮音壁等の有無	低騒音舗装の有無	騒音発生強度の把握の方法	始点の住所	終点の住所	延長 [km]	達成率					達成率												
											評価対象 等戸数 a=b+c+	昼間・ 夜間と も基準 値以下	昼間の み基準 値以下	夜間の み基準 値以下	昼間・ 夜間と も基準 値以下	評価対象 等戸数 a=b+c+	昼間・ 夜間と も基準 値以下	昼間の み基準 値以下	夜間の み基準 値以下	昼間・ 夜間と も基準 値以下	評価対象 等戸数 a=b+c+	昼間・ 夜間と も基準 値以下	昼間の み基準 値以下	夜間の み基準 値以下	昼間・ 夜間と も基準 値以下			
60270-1	大麻東雁来線	4	4	1	0	0	1	大麻 桜木町18	大麻 ひかり町45	0.4	99.1	106	105	0	1	0	100.0	37	37	0	0	0	98.6	69	68	0	1	0
60270-2	大麻東雁来線	6	4	1	0	0	1	大麻 ひかり町45	大麻 ひかり町32	0.8	100.0	225	225	0	0	0	100.0	97	97	0	0	0	100.0	128	128	0	0	0
60330-1	野幌総合運動公園線	2	4	1	0	0	1	西野幌	西野幌	0.9	100.0	4	4	0	0	0	100.0	3	3	0	0	0	100.0	1	1	0	0	0
60340-1	野幌総合運動公園線	4	4	1	0	0	1	東野幌	野幌 若葉町7	2.0	92.4	577	533	0	37	7	97.6	252	246	0	6	0	88.3	325	287	0	31	7
60350-1	野幌総合運動公園線	4	4	4	0	0	2	野幌 若葉町7	野幌町70	0.4	100.0	219	219	0	0	0	100.0	105	105	0	0	0	100.0	114	114	0	0	0
60350-2	野幌総合運動公園線	4	4	1	0	0	2	野幌町70	野幌町68	0.2	100.0	111	111	0	0	0	100.0	48	48	0	0	0	100.0	63	63	0	0	0
60120-1	野幌停車場線	2	4	1	0	0	1	野幌町52	野幌町56	0.4	100.0	152	152	0	0	0	100.0	25	25	0	0	0	100.0	127	127	0	0	0
33030-1	3 番通	4	5	1	0	0	1	向ヶ丘42	中央町12	1.0	100.0	243	243	0	0	0	100.0	123	123	0	0	0	100.0	120	120	0	0	0
33031-1	3 番通	4	5	1	0	0	2	中央町12	野幌 寿町45	0.9	100.0	242	242	0	0	0	100.0	120	120	0	0	0	100.0	122	122	0	0	0
計											97.6	1879	1834	0	38	7	99.3	810	804	0	6	0	96.4	1069	1030	0	32	7

注)

道路種別 1：国土開発幹線自動車道等， 2：都市高速道路， 3：一般国道， 4：都道府県道， 5：4車線以上の市区町村道， 6：その他の道路

道路構造 1：平面， 2：高架・橋梁， 3：盛土， 4：掘削， 5：その他

遮音壁等の有無 0：なし(遮音壁・環境施設帯共に設置していない)， 1：遮音壁のみ設置， 2：環境施設帯のみ設置， 3：遮音壁・環境施設帯を共に設置

低騒音舗装の有無 0：低騒音舗装なし， 1：低騒音舗装あり

騒音発生強度の把握の方法 1：沿道騒音レベルの実測による方法， 2：他の評価区間における騒音測定結果を借用する方法， 3：自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法， 4：交通量が僅少の事由により、環境基準値以下と決定する方法

時間区分 昼間：6～22時， 夜間：22時～翌6時

(2) 一般地域(調査日:令和6年10月29日(火)、30日(水))

(単位:dB(A))

調査地点住所	類型	昼間(06:00~22:00)		夜間(22:00~06:00)	
		調査結果 (騒音レベル LAeq)	環境基準	調査結果 (騒音レベル LAeq)	環境基準
緑町西1丁目	A	46	55	40	45
一番町11	A	47	55	41	45
弥生町22	A	49	55	43	45
元町4	A	44	55	39	45
牧場町29	A	43	55	39	45
元江別本町38	A	46	55	38	45

#### 4 令和6年度ダイオキシン類調査結果

(1) 大気調査(調査時期:令和6年9月~令和7年1月)

(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	調査区分	調査結果			前年度の調査結果(平均値)	環境基準
		1回目	2回目	平均値		
美原地区 (北海道調査)	一般環境	0.0043	0.010	0.0072	測定なし	0.6 以下
角山地区 (北海道調査)	発生源周辺	0.0052	0.013	0.0091	0.017	
高砂町地区	沿道	0.0098	0.017	0.0134	0.0041	
工栄町地区	発生源周辺	0.0097	0.017	0.0134	0.0063	

※環境基準は、工業専用地域には適用されない。

(2) 河川水質調査(調査時期:令和6年9月、令和7年1月)

(単位:pg-TEQ/l)

調査地点	調査結果			前年度の調査結果(平均値)	環境基準
	1回目	2回目	平均値		
千歳川	0.097	0.071	0.084	0.1135	1以下

(3) 土壌調査(調査時期:令和6年9月)

(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	調査区分	調査結果	前年度の調査結果	環境基準
工栄町地区	発生源周辺	2.0	2.1	1,000以下

## 5 令和6年度 気象観測測定の結果

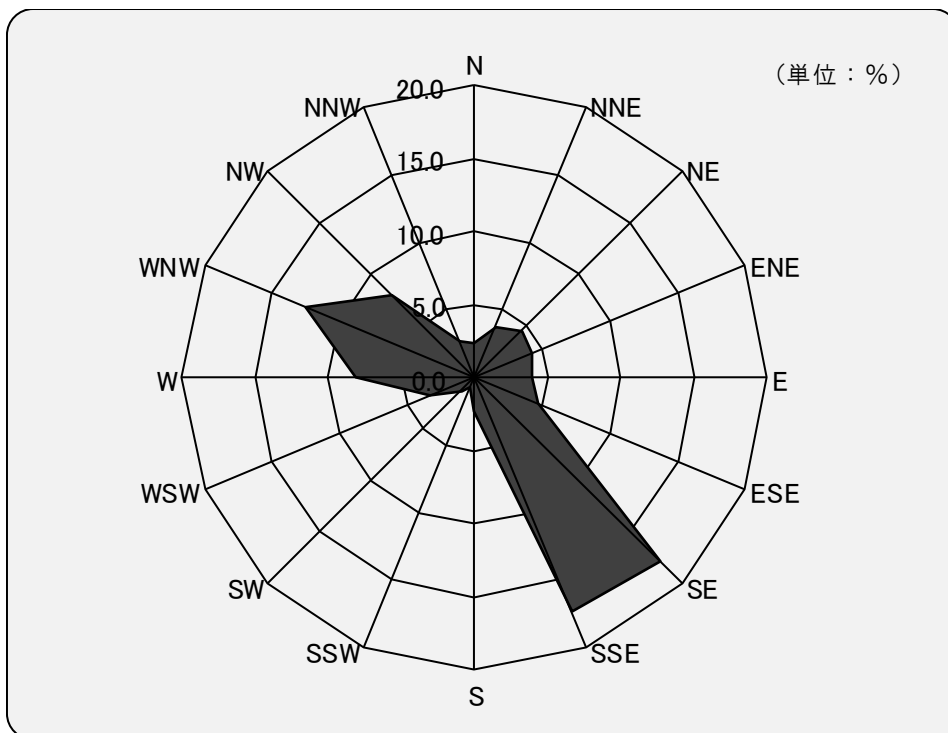
### (1) 江別地域気象観測所（江別市江別太 551-3）

項目	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均気温 (°C)	8.8	12.6	17.7	22.2	23.5	17.8	11.9	4.2	-4.7	-4.1	-3.6	-0.1
月平均風速 (m/s)	4.3	4.2	4.0	3.6	3.1	2.4	2.6	2.6	2.9	2.6	3.0	3.3

### (2) 篠津大気汚染環境測定局（江別市篠津 805-3）

項目	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均風速 (m/s)	4.7	4.4	3.7	3.5	3.0	2.6	3.0	3.1	3.5	3.1	3.6	3.8

### (3) 篠津大気汚染環境測定局の風配図



- ア 風配図は一定期間の風向の頻度を表した図です。
- イ 年間を通して多かったのはS E（南東）の風で、17.9%の割合となっています。
- ウ 静穏（風速0.3m/s未滿、無風状態）は2.2%で、図示されません。

6 令和6年度 環境法令に基づく特定施設届出状況

(1) 特定施設届出件数

区 分		設 置	構造・数 変更	廃 止	氏名等 変更	承 継	工 場		計
							設置	移転	
大気汚染防止法	ばい煙	1	0	2	8	0	0	0	11
	粉じん	0	1	1	0	0	0	0	2
	水銀	0	0	0	0	0	0	0	0
水質汚濁防止法		0	5	1	3	0	0	0	9
ダイオキシン類対策特別措置法		0	0	0	1	0	0	0	1
騒音規制法		0	0	0	3	0	0	0	3
振動規制法		0	0	0	3	0	0	0	3
北海道 公害防 止条 例	ばい煙	0	0	0	2	0	0	0	11
	粉じん	0	2	0					
	汚 水	0	0	0					
	騒 音	1	2	1					
	振 動	1	0	2					
江別市 公害防 止条 例	ばい煙	1	0	1	2	0	1	0	11
	粉じん	0	0	1					
	汚 水	0	0	0					
	騒 音	3	1	1					
	悪 臭	0	0	0					
計		7	11	10	22	0	1	0	51

(2) 特定施設設置事業場の推移

区 分		R1	R2	R3	R4	R5	R6
大 気	大気汚染防止法	144	140	141	141	141	140
	北海道公害防止条例	35	35	35	35	34	34
	江別市公害防止条例	112	112	116	97	97	96
	事業場数 (実数)	203	199	203	188	188	187
水 質	水質汚濁防止法	63	64	64	62	62	62
	江別市公害防止条例	22	21	21	20	20	20
	事業場数 (実数)	82	82	82	79	79	79
キ ダ シ ン オ	ダイオキシン類対策特別措置法	6	6	6	6	6	6
	事業場数 (実数)	6	6	6	6	6	6
騒 音	騒音規制法	76	76	78	80	81	81
	北海道公害防止条例	77	77	78	79	79	79
	江別市公害防止条例	163	162	162	163	163	164
	事業場数 (実数)	222	221	224	227	228	229
振 動	振動規制法	33	32	34	37	38	38
	北海道公害防止条例	74	74	76	77	77	76
	事業場数 (実数)	103	102	106	110	111	110
悪 臭	北海道公害防止条例	2	2	2	2	2	2
	江別市公害防止条例	83	84	84	84	84	84
	事業場数 (実数)	83	84	84	84	84	84
総事業場数 (実数)		391	392	396	397	384	385

## 環境基準について

環境基準は、環境基本法第16条に定められている「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものとして定められています。

環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものとされています。

### 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	短期的評価	長期的評価
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	連続してまたは随時で行った測定結果により、測定を行った日についての1時間値の1日の平均値または各1時間値で評価する。	日平均値の年間2%除外値で評価する。但し、2日連続で日平均値が環境基準を超えた場合は環境基準未達成とする。 ※2%除外値：1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日の平均値
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	-	日平均値の98%値で評価する。 ※98%値：1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目の日数に該当する日の平均値
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	連続してまたは随時で行った測定結果により、測定を行った日についての各1時間値で評価する。	-

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

### 2 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

### 3 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

### 4 水質汚濁に係る環境基準

#### (1) 生活環境の保全に関する環境基準 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められない	2mg/ℓ以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.02mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
チウラム	0.006mg/ℓ 以下
シマジン	0.003mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
セレン	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
ほう素	1mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下

- 備考
- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
  - 2 「検出されないこと」とは測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。
  - 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
  - 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

## 5 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 備考 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

### ○ 騒音に係る環境基準の区域の区分について

A区域 平成24年江別市告示第45号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地

域及び第2種中高層住居専用地域に限る。)

B区域 指定地域のうち、第2種区域（A類型を当てはめる地域を除く。）

C区域 指定地域のうち、第3種区域及び第4種区域

■ 騒音の環境基準の類型、一般地域と道路に面した地域、時間帯をまとめると以下の表となる。

地域 類型	地域の区分	時間の区分	
		昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
A	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	一般地域	60デシベル以下	50デシベル以下
	車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

▽自動車騒音の要請限度（時間の区分：昼間＝6時～22時、夜間＝22時～翌日の6時）

区域の区分	昼 間	夜 間	幹線交通を担う道路 に近接する区域
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に 面する区域	65デシベル	55デシベル	昼間75デシベル 夜間70デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に 面する区域	70デシベル	65デシベル	
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に 面する区域及びc区域のうち車線を有する道 路に面する区域	75デシベル	70デシベル	

備考 1 a区域、b区域及びc区域とは、以下の区域をいう。

ア a区域 平成24年江別市告示第45号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）

イ b区域 指定地域のうち、第2種区域（A類型を当てはめる地域を除く。）

ウ c区域 指定地域のうち、第3種区域及び第4種区域

2 市長村長は、指定地域内における自動車騒音が要請限度を超えることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

3 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

ア 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間に限る。）

イ アに掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

4 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

ア 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

イ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

## 6 ダイオキシン類に係る環境基準

- (1) 環境基準は、下表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- (2) 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
- (3) 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- (4) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- (5) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

媒 体	環境基準
大 気	0.6p g -TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1p g -TEQ/l以下
水底の底質	150p g -TEQ/g 以下
土 壌	1,000p g -TEQ/g 以下

- 備考
- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
  - 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
  - 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

## ■公害防止

### ・ 公害

環境基本法では、公害は「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずること」をいうものとされています。

### ・ 典型7公害

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭の7つの公害をいいます。

### ・ 都市・生活型公害

都市環境への過剰な負荷によって生じる公害をいいます。具体的には、自動車交通による大気汚染や騒音、生活排水による河川等の水質汚濁、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下、近隣騒音などがあげられます。

### ・ 原因者負担の原則

PPPともよばれ、OECD（経済開発協力機構）が1972年に採択しました。

「公害防止費用は、公害発生の原因者が負担すべき」という決議に基づき、公害対策の基本理念となっています。

### ・ 規制基準

公害防止のため、事業及びその他の活動を行う者が遵守しなければならない許容限度のことです。ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭等の発生についてそれぞれ基準が設定されています。

ボイラーや焼却炉などから発生するばい煙は排出基準、工場や事業場の排水は排水基準といい、法的に規制するための基準です。

### ・ 上乘せ基準

内閣府令で定める、ばい煙又は排水の排出基準が、その地域の自然的・社会的条件から判断して人の健康保護や生活環境保全上十分でないとき、認められるとき、その基準に代わり都道府県が条例で定めたより厳しい排出基準をいいます。

### ・ 総量規制

地域内の汚染物質の排出総量を許容量以下に抑え、良好な環境を維持しようとする規制方式です。

環境基準等の目標を維持達成するための条件とし、許容負荷量を定め、各事業場の排出量がそれ以下になるよう規制するものです。

### ・ 濃度規制

工場、事業場から排出されるばい煙等の中に含まれる汚染物質を、排出口における濃度により規制することです。

### ・ 特定施設、特定事業場

特定施設とは、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法及び江別市公害防止条例の規制対象となる施設であり、各法律の施行令で定められています。工場、事業場にこれを設置する場合は、法に基づく届出を要し、規制基準の遵守義務が課せられます。なお、水質汚濁防止法上の特定施設を設置している工場又は事業場を特定事業場といい、特定事業場から公共

用水域に排出される水に対し、排出基準が適用されます。

- ・ 公害防止協定

地方公共団体・住民団体等が、公害発生のおそれのある事業活動を行う事業者

との間で、公害を防止するために、事業者がとるべき措置を相互の合意により取り決めたものをいいます。法律に基づく対策に加え地理的、社会的状況に応じたきめの細かい公害対策に適しています。

## ■大 気

- ・ 有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のことをいいます。大気汚染防止法改正により、有害大気汚染物質として 248 物質がリストアップされ、うち 23 物質が特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）と指定されています。

十分な科学的知見が整っているわけではないものの、未然防止の観点から、早急に排出抑制を行うべき物質（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの 3 物質が指定され、排出施設からの排出抑制基準が設定されています。

- ・ K 値規制

硫黄酸化物の排出基準のことで、排出口の高さに応じて許容される排出量、K 値（定数）を用いて算出します。K 値は地域ごとに定められており、値が小さいほど厳しい基準です。江別市の K 値は、17.5 です。

- ・ 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>）などの総称のことで、石炭や石油などの化石燃料中に含まれている硫黄分が、燃焼の過程で酸素と化合して生成されます。

二酸化硫黄は亜硫酸ガスと呼ばれ、のどや肺を刺激し、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあるほか、大気中の水分に溶けて金属を腐食させたり、雨に溶けて酸性雨となり、森林や湖沼に悪影響をもたらす原因にもなっています。

主な発生形態として、ボイラーや焼却炉の燃料や鉱石等の燃焼が挙げられます。

- ・ 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）などの総称のことで、高温燃焼過程で空気中の窒素と酸素が化合して生成されず。

一酸化窒素は、空気中の酸素と結びついて（酸化）二酸化窒素となります。

二酸化窒素は、呼吸機能の低下を引き起こすほか、雨に溶けると酸性雨の原因にもなりますが、これに比べ、一酸化窒素の毒性は弱いとされています。

二酸化窒素の発生形態としては、自動車やボイラーの燃料や鉱石等の燃焼により生成された一酸化窒素が、大気中に放出され、一部が酸化することなどが挙げられます。

- ・ 光化学オキシダント

大気中で、工場や自動車などから排出された窒素酸化物や炭化水素などの大気汚染物質が太陽光の紫外線を受けて反応して発生する酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものをいい、目やのど、皮膚などに影響を及ぼすおそれがあります。特殊な気象条件で発生するスモッグを光化学スモッグといいます。

- ・ 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒径が 10 μm（μ：マイクロは 100 万分の 1 の単位）以下の粒子状の物質をいい、土砂の巻き上げなどの自然現象のほか、ボイラー、焼却炉な

どから発生するばいじん、粉じんや自動車の排出ガスに含まれる黒煙などがあります。人体に対しては、気管や肺まで到達し、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあります。

- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中にある粒子状物質のうち、粒径が $2.5\ \mu\text{m}$ 以下（ $1\ \mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1）のものをいい、非常に小さいことから肺の奥まで入りやすく、呼吸器・循環器への影響が懸念されています。

- ・ 降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、自己の重量により短時間で降下したり、雨や雪などに取り込まれて降下する比較的粒径の大きなものをいいます。

- ・ ふっ化水素（HF）

ふっ素と水素の化合物で、目や鼻、のどを刺激するといわれ、主な発生形態として、アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用熔融炉等における燃焼、化学的処理が挙げられます。

- ・ ランタン・アリザリンコンプレキソン法

検量線を使用して、未知の試料溶液に光を当てて吸光度を求め、そこから物質の濃度を求める方法をいいます。ふっ化水素（HF）濃度は現在この方法で算出しています。

- ・ オゾン層

オゾンは、太陽から空気に照射された強い紫外線が、光化学反応により生成されるもので、地表から約 $10\sim 50\ \text{km}$ の高度の比較的オゾン濃度の高い領域をオゾン層といいます。

オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。しかし、フロンなどの化学物質の影響で、南極域でオゾン濃度が低下した結果、オゾンホール（オゾン層に穴のあいたような状態）が観測されるなど、オゾン層の破壊が続いています。

- ・ 酸性雨

化石燃料の燃焼などにより生成された硫黄酸化物や窒素酸化物が、大気中で化学反応を起こし、硫酸や硝酸などに変化して、降水に溶解し、強い酸性を示す雨や粒子状物質として降下する現象で、酸性の度合いとしてpH（水素イオン濃度） $5.6$ 以下の雨をいいます。

- ・ ppm（ピーピーエム）

parts per millionの略称で、 $100$ 万分の $1$ を意味します。例えば、空気 $1\ \text{m}^3$ 中に、 $1\ \text{cm}^3$ の物質が含まれる場合、この物質の濃度を $1\ \text{ppm}$ といいます。

- ・  $\mu\text{g}$ （マイクログラム）、 $\text{ng}$ （ナノグラム）、 $\text{pg}$ （ピコグラム）

重量を表す単位で、 $1\ \mu\text{g}$ が $10^{-6}\text{g}$ （ $100$ 万分の $1\ \text{g}$ ）、 $1\ \text{ng}$ が $10^{-9}\text{g}$ （ $10$ 億分の $1\ \text{g}$ ）、 $1\ \text{pg}$ が $10^{-12}\text{g}$ （ $1$ 兆分の $1\ \text{g}$ ）です。

## ■水質

- ・ 水域類型

昭和46年12月28日環境庁告示によって定められた「水質汚濁に係る環境基準」のうち、生活環境の保全に関する環境基準は河川6類型、湖沼4類型、海域3類

型に区分され、各々に基準値が定められています。

各公共用水域がどの類型に該当するかは、都道府県知事が指定したものを「類型指定」といい、これにより初めてその

水域の環境基準が設定されることとなります。

なお、人の健康の保護に関する環境基準（カドミウム、水銀等 27 物質）は、保護対策の重要性から全公共用水域で一律のものとして定められています。

- 生活環境項目

「水質汚濁に係る環境基準」のうち、生活環境の保全に関する環境基準で設定される項目をいいます。河川的生活環境項目としては、pH、BOD、SS、DO 及び大腸菌数が指定されています。

- 健康項目

「水質汚濁に係る環境基準」のうち、人の健康の保護に関する環境基準で設定される項目をいいます。カドミウム、全シアン、トリクロロエチレンなど 27 項目が指定されています。

- 要監視項目

公共用水域等での検出状況等から、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとされ、人の健康の保護に係る項目では公共用水域で 27 項目、地下水では 25 項目のほか、水生生物の保全に係る 6 項目が設定されています。

- DO（溶存酸素量：Dissolved Oxygen）

水に溶けている酸素量のこと、藻類の光合成や大気への溶け込みにより補給される酸素が、水質汚濁の進行過程で増加した有機物の分解のため、微生物に消費されることにより、この数値が減少します。

このため、BODなどの他の指標と異なり、DOは数値が高いほど水質は良好とされています。20℃、1気圧の状態の純水の飽和溶存酸素量は約9mg/ℓです。

一般的にきれいな川では、溶存酸素はほぼ飽和状態に達していますが、その量が一定以下になると魚類等の生息が制限され、さらに減少すると生息できなくなります。

- BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）

河川等の汚れ具合を示す数値のことで、好気性微生物が水中の有機物を徐々に酸化、分解（水の自浄作用）する過程で消費する酸素量のことをいいます。

BODは相対的に有機物の量を示し、数値が高くなると溶存酸素量が減り、水中生物の生命に影響を与え、さらに上昇した場合、悪臭を放ちます。このため、この数値が高いほど水が汚れていることとなります。

- COD（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand）

海域や湖沼等の汚れ具合を示す数値のことで、河川等の指標であるBODに代わり用いられます。

水中の被酸化性物質（主として有機物）が酸化剤（過マンガン酸カリウム）等による一定条件下での酸化時に消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したものです。

この数値が高いほど水が汚れていることとなります。

- 75%値、90%値

BOD、COD、また大腸菌数の年間測定結果と環境基準との照合時に用いる年間統計値です。

1年間で得た全日の平均値を、測定値の昇順に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する値が「75%値」、90%目に該当する値が「90%値」です。

- ・ SS（浮遊物質量：Suspended Solid）  
水中に浮遊している、水に溶けない粒径2mm以下の物質量のことで、この物質が多いと水が濁り、魚類などのえらに付着して窒息させたり、光の透過率の悪化により、生物の成長を妨げるほか、堆積物が腐敗し悪臭を放つこともあります。

- ・ 大腸菌数（CFU/100mℓ）  
水質汚濁を示す指標の一つで、人を含む動物の排泄物による水の汚染度合を把握するために使用されます。

以前は指標として大腸菌群数を使用していましたが、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として令和4年4月に大腸菌数へ見直されました。

表記に用いる単位はCFU（コロニー形成単位：Colony Forming Unit）/100mℓ

とし、大腸菌を培地で培養して、発育したコロニー数を数えることで算出します。

- ・ 全りん（T-P）  
家庭生活排水や工場排水などに含まれたりんが川や湖に流れこむと水の富栄養化を招き、プランクトンや水中生物が異常増殖し、溶存酸素の不足などの水質悪化につながります。

- ・ アンモニア性窒素（NH<sub>4</sub>-N）  
水中のアンモニウム塩の量を、その塩に含まれている窒素の量で表したものの。水が有機性窒素で汚染された場合、次第に分解し、まずアンモニアを生成することから、水の汚染度を示す指標の一つに使われます。

## ■騒音、振動、悪臭

- ・ 騒音  
好ましくない音、不快な音のことで、  
①非常に大きな音、②不快な音、③音楽の鑑賞、音色の聴取を妨げる音、④作業、睡眠、勉強等を妨害する音などをいいます。

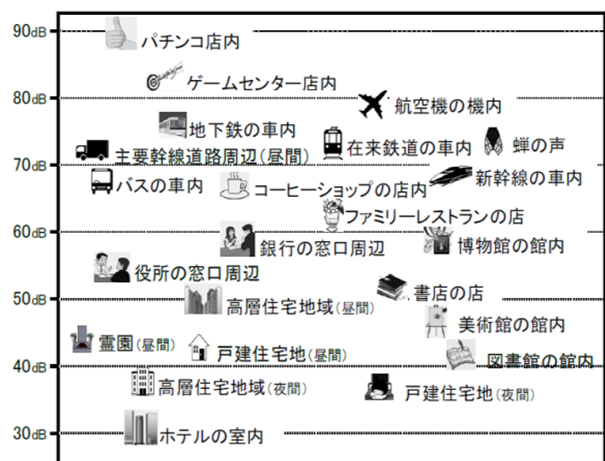
- ・ 騒音（音圧）レベル  
計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計による測定値であり、騒音の大きさを表します。

機械では、人に聞こえない低周波から高周波までを正確に計測できますが、人が聞こえなければ騒音として成立しないことを考慮し、補正を行った結果（A特性）から得られた、人の聴感に最も近い値を一般に騒音（音圧）レベルとといいます。

従来、単位はデシベルエー（dB(A)）を用いていましたが、現在は、補正していない騒音レベルと併記するなどの紛らわしい場合以外は、デシベル（dB）を用いています。

- ・ 等価騒音レベル（L<sub>Aeq</sub>）  
騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合（非定常音、変動騒音）の、実測時間内での騒音レベルの平均値を算出したものです。

### 騒音の目安（都市・近郊用）



（出典：全国環境研会誌 Vol.34 No.4(2009)『「騒音の目安」作成調査結果について』）

※その場の状況や条件等により、感じ方や大きさは異なります。

- ・ 振動レベル

人が感じる振動の強さを表す指標で、振動のエネルギーの大きさを示す振動加速度レベルを振動感覚補正特性で補正した値をいい、単位はデシベル（dB）を用います。

地震の震度1は55～65dB、震度2は65～75dB、震度3は75～85dB、震度4は85～95dBほどとなります。

- ・ 要請限度

騒音規制法や振動規制法に基づき定められた自動車騒音や道路交通振動の限度をいいます。

市町村長は、この限度を超えて自動車騒音・振動により道路周辺の生活環境が

著しく損なわれると認められる場合は、都道府県公安委員会又は道路管理者に対し、交通規制や道路整備を要請することができます。

- ・ 悪臭

人が感じる不快なにおいの総称をいい、悪臭防止法では「不快なにおいの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質」として、特定悪臭物質（22物質）が指定されています。

規制基準区域の区分ごとに、特定悪臭物質の大気中濃度の許容限度として、規制基準が設定されており、江別市はA区域に指定されています。

## ■電磁波

- ・ 電磁波

金属などの導体に電流が流れると、その周りに磁界が発生します。電流の向きが交互に変わると、磁界の強さが変わり、新たな電界・磁界が発生します。このように電界と磁界が交互に発生しながら空間を伝わっていく波のことを「電磁波」といい、光と同じ速さで進みます。

- ・ 電波

電磁波の内、周波数が300万MHz（メガヘルツ）以下のものをいいます。周波数によって、性質が異なり、地球の上層にある電離層で反射しやすいものや、雨や水蒸気に吸収されやすいものなどがあります。

電波はそのような性質の違いや特徴が利用され、通信や放送だけでなく、GPSや気象レーダー、電子レンジ、ワイヤレスICカードシステム等、様々な用途に使われています。

- ・ 携帯電話等基地局

携帯電話端末等に類するデータ通信機器の相互通信を中継する役割を持つ、電

波送受信の設備をいいます。

基地局は基本的に電波を発射する「アンテナ」と「送受信機」で構成されていますが、その規模により様々な種類があります。

- ・ 5G

第5世代移動通信システムの略称で、携帯電話などの通信に用いられる次世代通信規格のひとつです。「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった新たな機能を持つ次世代の移動通信システムで、優れた柔軟性を持つネットワークのことをいいます。

- ・ 電波防護指針

電波を安全に利用するために過去50年にわたる国内外の研究結果に基づき策定されたもので、「基礎指針」、「基本制限」、「管理指針」からなります。

電波が人体に悪影響を及ぼさない安全な状況であるか否かの判断をする際の基本的な考え方が示されているとともに、電波の強さの基準値（一般環境では、50倍の安全率をとったもの）が定められて

おり、電波法では基準値を超える場所には、一般の人が立ち入ることができないように柵を設けるなどの規制がなされています。

- ・ 電波法  
電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的に制定された法律です。電波の利用目的によって機器の規格・使える周波数・出力あるいは無線局免許・無線従事者免許の要否などが詳細に規定されています。

## ■自然環境

- ・ 環境緑地保護地区

北海道自然環境等保全条例第 22 条に基づき、市街地及びその周辺地のうち環境緑地として維持又は造成することが必要な地区として知事から指定された地区のことをいいます。

- ・ 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護増殖を図るため、鳥獣の捕獲を原則的に禁止している区域をいいます。

- ・ 特定猟具使用禁止区域

特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲

等を禁止する必要があると認める区域を、特定猟具の種類ごとに都道府県知事が指定する区域のことをいいます。

- ・ 生物多様性

生物たちの豊かな個性とつながりのことをいいます。

地球上の生物は 40 億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、生まれた種は 3,000 万種ともいわれています。

これらの生命の一つ一つに個性があり、全て直接・間接的に支えあって生きている環境状態をいい、生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルを含むものとされています。

## ■地球環境

- ・ 環境マネジメントシステム

自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて継続的に取り組むための体制や手続きなどをいいます。

環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格として、ISO14001 があります。

- ・ ISO14001 (アイエスオー14001)

工業製品の国際規格化を目的とする ISO (国際標準化機構) が定めた環境マネジメントシステムの規格です。環境方針や環境側面など 17 項目の要素と附属書

から構成されています。和訳したものが日本産業規格の JISQ14001 です。

- ・ グリーン購入法

2001 年 4 月に施行された「国等による環境物品等の調達に関する法律」の略称です。国が物品を購入する際には環境に配慮したものを購入しなければならないとする法律です。地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっています。

- ・ 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が、太陽光線の熱を吸収した地表面か

ら放射する赤外線を吸収し、地球を暖める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体を温室効果ガスといいます。

産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素は、人類が石油や石炭などの化石燃料の燃焼によるエネルギー供給に大きく依存するようになったため、大量に大気中に放出されるようになりました。

日本では 2021 年 4 月に、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%削減の高みに向け挑戦を続けることを表明しています。

- ・ 産業革命

18 世紀後半から 19 世紀前半にかけてイギリスにおける技術革新に伴う産業上の諸変革、特に手工業生産から工場制生産への変革と、それによる経済・社会構造の大変革のことをいいます。19 世紀から 20 世紀初頭にかけて他の欧米諸国や日本に波及しました。

- ・ 化石燃料

石油や石炭、天然ガスなど、地中に埋蔵されている再生産できない有限性の燃料資源をいいます。

石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説です。

- ・ 京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、1997 年に京都で開かれた地球温暖化防止京都会議で議決した議定書です。

温暖化を抑える責任は、世界各国共通に負うが、産業革命以降の温暖化は先に開発を進めた先進国の責任が重いと、

2008 年～2012 年の温室効果ガスの排出を 1990 年比で 5.2%削減することを義務付けました。日本の削減目標は△6%です（結果は△8.4%となりました）。

- ・ 温対法

1999 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の略称です。

京都議定書を受けて国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律です。

省エネ法により算出されたエネルギー使用量をベースとして二酸化炭素排出量を積算し、年 1 回、国へ報告します。

地方公共団体に対して、二酸化炭素排出削減に向けた実行計画の策定を求めています。

- ・ 省エネ法

1979 年 10 月に施行された「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の略称です。

日本の省エネ政策の根幹となるもので、石油危機を契機として、工場や建築物、機械・器具について省エネ化を進め、効率的に使用することを目的に制定されました。

エネルギーの使用に関して設備の合理化等により年平均 1%削減の努力目標が定められています。

2023 年 4 月に「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改正されています。

- ・ パリ協定

2015 年にパリで開かれた第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で締結された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）で、2020 年以降の地球温暖化対策を定めています。

京都議定書以来、18 年ぶりとなる気候変動に関する国際的な枠組みで、気候変

動枠組条約に加盟する 196 カ国全てが参加しています。

世界共通の目標として、温暖化による影響を抑えるために、産業革命以降の気温上昇を 2℃未満にすること、今世紀後半には温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを定めています。

日本の削減目標は、2030 年度△46% (2013 年度比)、2050 年カーボンニュートラルの達成です。

#### ・ SDGs (エス・ディー・ジーズ)

「持続可能な開発目標」を意味する Sustainable Development Goals の略です。2015 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で全会一致採択されました。

先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標 (ゴール) を設定しています。



#### ・ デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。

2050 年のカーボンニュートラル及び 2030 年度の温室効果ガスの削減目標達成のため、環境省を中心に、国・自治体・企業・団体等が連携・協働して、国民・消費者の新しい暮らしを後押しするためのデコ活を展開しています。

本市も 2024 年に「デコ活宣言」を



#### ・ ESG 投資

環境 (Environment)・社会 (Social)・企業統治 (Governance) に配慮している企業を重視・選別して行う投資です。ESG 評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと考えられます。

#### ・ カーボンニュートラル

温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質ゼロにすることを意味しています。

2020 年 10 月、日本は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

#### ・ 再生可能エネルギー

資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーです。

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存在する熱、バイオマスが規定されています。

#### ・ 固定価格買取制度 (FIT 制度)

一般家庭や、事業者が再生可能エネルギーで発電した電気を、国が定める価格で一定期間電力会社が買い取ることを義務付ける制度です。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (再エネ特措法)」に基づき、2012 年 7 月に開始されました。

#### ・ FIP 制度

FIT 制度のように固定で買い取るのではなく、発電事業者が再生可能エネルギーで発電した電気を、卸電力取引市場や相対取引で売電をした場合に、その売電価格に対して一定のプレミアム (補助額) を上乗せして交付する制度です。2022 年 4 月から開始されています。

- ・ 非化石証書

二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーで発電された電気には、「環境価値」があります。その環境価値のひとつである「非化石価値」を取り出し、証書のかたちで販売を可能にしたのが、「非化石証書」です。

非化石電源には、再生可能エネルギー、原子力があります。非化石証書には、FIT非化石証書（再エネ指定）、大型水力を含む非FIT非化石証書（再エネ指定）、原子力を含む非FIT非化石証書（指定なし）の3種類があります。

- ・ 気候変動適応法

気候変動問題に対処するには、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）の大きくふたつの対策があります。

緩和策は温対法のもとで進められていたものの、適応策は法的に位置づけられていなかったことから、これを明確化して、2018年に制定されました。

# えべつの環境 2025

令和7年度

---

発行年／2026（令和8）年3月

発行／江別市

編集／江別市生活環境部環境室環境課

〒067-0051 北海道江別市工栄町 14-3

電話：011-381-1019（直通）

Eメール：kankyo@city.ebetsu.lg.jp